https://rodosoken.com/



| | | 19923 | |
|-------------------------|---------|-------|---------------------------|
| ●[PKOと国際動向]大国支配強化への「軍事的 | 貢献」 | | |
| ――カンボジア派兵は突破口 | 津田 | 達夫 | |
| 特集 欧米労働運動の現段階 | | | No.8 |
| イギリス労働運動の現段階 | 森原 | 公敏 | |
| 2000年にむけたドイツ労働組合の課題 | 布川日 | 3 佐史 | |
| フランス労働組合運動の現段階 | 小林 | 勇 | |
| イタリア労働組合運動の新動向 | 斉藤 | 隆夫 | |
| 現代アメリカの労使関係と労働組合運動 | 平尾 | 武久 | |
| 国際・国内動向 | | | |
| アジアの女性労働者ーその組織と課題 | 広木 | 道子 | |
| 日立女性の昇進・賃金差別事件について | 版本 | 福子 | |
| プロジェクト・研究部会報告 | | | |
| 男女平等社会をめざす賃金・生活費・生活時間調査 | 女性労働研究 | 先部会 | |
| 書評 | 稲葉 | 和夫 | |
| | /////// | | |
| | | | |
| | | | |
| | | ///// | |
| | | | \ll |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

労働運動総合研究所

労働総研クォータリー 第8号(1992年秋季号) 日 次-

●PKOと国際動向

大国支配強化への「軍事的貢献」――カンボジア派兵は突破口 ……津田 達夫 2

特 集●欧米労働運動の現段階

| ■イギリス労働運動の現段階森原 | 公敏 | 10 |
|-----------------------|------|----|
| ■2000年にむけたドイツ労働組合の課題 | 1 佐史 | 16 |
| ■フランス労働組合運動の現段階小林 | 勇 | 20 |
| ■イタリア労働組合運動の新動向 | 隆夫 | 25 |
| ■現代アメリカの労使関係と労働組合運動平尾 | 武久 | 31 |
| | | |

国際・国内動向

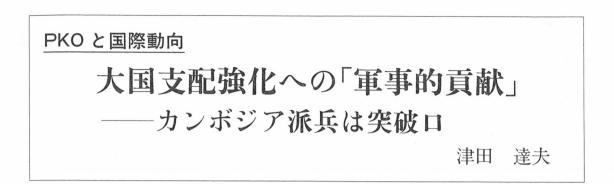
- ■日立女性の昇進・賃金差別事件について………………坂本 福子 39

プロジェクト ●男女平等社会をめざす賃金・生活費・生活時間調査………女性労働研究部会 43

討論のひろば●年金改悪世論づくりが走っている…………………………………………公文 昭夫 49

書 評●土居英二著『政策科学と数量分析』…………………………………………………………稲葉 和夫 50

新刊紹介●竹前栄治・三宅明正・遠藤公嗣編『労働改革と労働運動』……大場 秀雄/大塚秀 53 之著『現代アメリカ合衆国論』……中本 悟/今井けい著『イギリス女性運動史』 ……奥田 伸子/江川紹子著『横浜・弁護士一家拉致事件』……上条 貞夫



カンボジアはアジア大陸の東南に突き出たイ ンドシナ半島に位置する国の一つである。さき の国会で PKO 協力法を強引に成立させた日本政 府は現在、そのカンボジアへの派兵実現に全力 をあげている。その企てに反対する全国規模の 運動を組織すること――、日本の平和・民主勢 力が当面している課題はこの問題である。

変質しはじめた PKO

PKOとは国連の名でおこなわれる「平和維持 活動」のことである。だから、それはひとり日 本国民にとってだけの問題ではない。PKO はこ れまでも世界各地で展開されてきた。しかし最 近のそれは、従来とは異なる新しい性格をもつ ものに変容しはじめている。

その背景にはソ連覇権主義の支配が瓦解した 結果、アメリカが世界ただ一つの超軍事大国と して残ることになったという国際情勢の変化が ある。アメリカはじめ資本主義大国が冷戦解消 の機をとらえて、国連「平和維持活動」を「平 和強制活動」に変質させようと画策しているか らである。

そこに共通してみられる重大な特徴は、世界 各地の国内紛争地帯、さらには将来紛争が発生 すると大国が判断した場所に *予防的 / に軍隊 を派遣する、あるいは従来の PKO より重装備の 軍隊を送りこむことによって「平和」の名によ る大国支配をおしつけようという点にある。し かも、そうした変質の過程は現在すでに具体的 な形をとってあらわれている。

それらはまた国際連合、特にその安全保障理 事会をはじめ、最大の軍事同盟として残ること になった NATO(北大西洋条約機構)、CSCE(全 欧安保協力会議)などの国際機構を大国支配の より強力な道具に仕立てあげようとする策動と も一体となったものである。

湾岸戦争後のイラク、民族的、宗教的対立が 流血の紛争に発展している旧ユーゴスラビアで はすでにそのきざしがあらわれてきた。カンボ ジアの場合もその例外ではない。

日本におけるカンボジア派兵反対のたたかい はその意味で、戦後つちかわれてきた平和運動 の伝統をうけついだ行動であるとともに、前述 したような大国の策動に立ちむかう国際連帯行 動の一翼をになうものでもある。

憲法改正の足がかり――藤尾発言

国民が当面している事態の重大性を示す支配 勢力内部のことばをまず引用しておきたい。一 つは自民党右派の有力者である藤尾正行議員(前 文相)の発言であり、第二はアメリカ大統領ブ ッシュのことばである。

PKO協力法の成立は「日本の戦後史のなかで 非常に意義が深いことだ」とうけとめている藤

— 2 —

尾議員はつぎのように語っている。

「自衛隊が海外に出て行くことは、憲法条文 を字義どおりに解釈すれば、いままではでき なかったことだ」「しかし、PKO協力法が成 立したことによって、時の政府の決断いかん で自衛隊が海外に出かけて、PKO情勢のなか で行動することが可能になった」(月刊『宝石』 9月号)

ただし藤尾氏は今回の PKO 協力法に無条件で 賛成しているわけではない。彼によれば同法は 「その場しのぎの法律であり、妥協の産物以外 のなにものでもない」。なぜか―。法案再修正 の段階で「PKF(平和維持軍)本体への自衛隊 の部隊参加は凍結された」、凍結解除のさいは「国 会の承認を必要とすることが義務づけられた」、 加えて「参加五原則」までもちこまれていると いうのがその理由である。

「本来は、こんな厳しい前提条件をつけなくて もいいんだ」という藤尾議員は、 さらにそのさ きの問題にも言及している。

「憲法改正、自主憲法制定の足掛りをつかん だということを評価すべきなんだ。そういう 意味で、この PKO 協力法は、日本の戦後史上、 まさに画期的な決断だった」

「他の問題地域」 にも参加を―― ブッシュ

もう一つはブッシュ米大統領のことばである。 ことし7月6日からミュンヘンで第18回主要先 進国首脳会議(サミット)が開かれた。その直 前、まずワシントンにかけつけた日本の宮沢首 相と会談したアメリカ大統領はつぎのように述 べていた。

「国連平和維持活動協力法成立を歓迎する。 日本は、カンボジアや他の問題地域での恒久 平和達成に、積極的に参加できるだろう」(7 月1日付、プレス・リマークス) かれは日本の自衛隊がカンボジアに限らず「他 の問題地域」にも派兵される道が開けたと「歓 迎」したのである。

両者の発言には歴史的背景がある。これまで の40年あまり、「日本の軍隊」の海外派兵は、日 本国民の頑強な反対に阻まれて実現できなかっ たという歴史である。

「太平洋における防衛のための地域的取決め が発展すれば、創設されるかもしれない日本 防衛軍は、同地域の他の防衛軍と連携をもつ ことになるでありましょう」

1951年9月、サンフランシスコで開かれた日本の講和会議の席上、アメリカ大統領トルーマンが述べたことばである。かれは「日本の軍隊 は他国の軍隊とともに、日本を含む太平洋諸国 の独立に対する脅威に相互保証を与えるであり ましょう」とも演説していた(外務省編『サン フランシスコ会議議事録』)。

実はトルーマン演説の当時、「日本の軍隊」の 卵ともいうべき組織はすでに存在していた。前 年の50年8月、日本占領軍総司令官マッカーサ ーの指令でつくられた警察予備隊がそれである。 予備隊はその後、保安隊と改称され、54年7月 に自衛隊となった。

トルーマンはそうした経過をたどった「日本 の軍隊」がいずれ「太平洋諸国の独立に対する 脅威」に立ち向かうために派兵されることを期 待していたのである。今日流にいえば、それが 日本の軍事的な「国際貢献」だというわけであ る。

しかし、その後の40年あまり、アメリカ大統 領の期待が不発におわってきたことは歴史が証 明している。その後の経過は割愛するが、アメ リカと日本の支配者たちがねらった自衛隊の海 外派兵はその都度、日本国民の反対によって不 発におわってきた。

— 3 —

こんにち日本国民が当面している事態はこの ような支配者の発言からも、その重大性を知る ことができるが、それだけでは十分ではない。 当面のカンボジア PKO 問題の背景には初めに述 べたような国際的潮流 — 武力によって大国支 配の「平和」をおしつけようとする企て — が ある。自衛隊のカンボジア派兵はそうした国際 環境のなかで強行されようとしている。

先鞭をつけたソ連の政策変更

国際舞台で世界の平和・民族自決の観点から みて、重大な変化が頭をもたげはじめたのは1987 年以降のことである。その年「PKO 問題全体の 包括的再検討」を託されていた国連・PKO 特別 委員会に出席した旧ソ連政府代表はつぎのよう に述べていた。

「(国連) 安保理により設置された国連平和 維持軍は、紛争の防止・平和の維持に関し重 要な役割を果たしている。われわれは PKO が より広く、また積極的に活用される必要があ ると考えるに至った」(外務省編『国際連合第 42回総会の事業』、傍点は筆者)

発言はソ連が PKO に対するそれまでの消極的 態度を転換させたことを意味していた。当時、 ソ連邦内部ではスターリン専制支配いらい蓄積 されてきた矛盾がますます深刻となり、国外で もソ連共産党の覇権主義支配下におかれていた 国々、とりわけ東欧諸国における民衆の反撃が うずまきはじめていた。東欧のソ連離反を象徴 した "ベルリンの壁" 撤去は、それから2年後、 89年11月のことであった。

ソ連政府首脳部は当時すでに東欧における国 内紛争や内戦の発生を予見していたのではない か。

国連 PKO 部隊が世界各地で創設されだしたの は、国連・特別委で表明されたソ連の政策転換 いらいのことである。その後の91年夏、ソ連共 産党は解体され連邦国家としてのソ連も消滅し てしまった。その結果、アメリカは世界でただ 一つの軍事超大国として残ることになった。

アメリカも PKO を再認識

「米国の第1の戦略目標は、新たなライバル がふたたび台頭することを阻止することであ る」

92年3月8日、ニューヨーク・タイムズ紙が 伝えた『国防計画指針』(内部文書)の一節であ る。『指針』は「世界秩序は米国が支える」「集 団的行動ができなくなったときには独自でも行 動する」とも述べていた。

おなじ3月、米下院外交委員会では「国連 PKO は米国の安全保障に役立つ」と国務次官補が語 っていた。次官補の議会証言は多年の「ライバ ル」であったソ連が解体したあとの世界で、ア メリカもまた PKO を重視するようになったこと を示していた。PKO は「米国の安全保証」つま りアメリカ世界戦略の一手段として利用できる という認識である。

始まった変質過程

「平和維持活動」の名でよばれてきた国連の行 動が、大国主導の武力発動にささえられた「平 和強制活動」に変質するようになった過程は、 前述したような動きと同時並行の形ですすみは じめた。

それまで PKO が 3 つの前提条件、原則を守ろ うとしてきたことは国連の公式文書が示してい る。第一は PKO 開始に先立って、域内の紛争や 軍事衝突(国家間の戦争ではない)の当事者間 で停戦(傍点は筆者)ないし平和的話し合いが 合意されているという条件である。第二は当事 者が PKO 受け入れに同意していること、第三は

- 4 -

PKO の担い手が当事者双方から中立の立場にあ るという前提条件である。

国連が主権国家の連合組織である以上、それ らの条件は民族自決の観点からも国連として守 るべき基準であった。

しかし、ここ一両年のあいだにつくられた PKO の実態はこのような三原則から逸脱したものと なってきている。

湾岸戦争後につくられた国連イラク・クウェ ート監視団はイラクの同意がないまま派遣され たものであり、国連保護軍が派遣された旧ユー ゴスラビアでは停戦が合意された直後に戦闘が 再開されている。

カンボジアの場合も同様である。パリで停戦 が合意されたあと、長年中国と、更に日本政府 にも支援されてきたポル・ポト派はプノンペン 政府軍や地域住民に対する攻撃をくり返してお り、政府軍が反撃するという事態が生まれてい る。PKOに従事している国連カンボジア暫定統 治機構(UNTAC)は、そこに居すわっている のである。

そうした事態を前にして、さる7月14日には 国連ガリ事務総長はカンボジア現地の事態がそ のまま続くなら「結局は和平プロセス全体を危 くしかねない」と警告した(特別報告・第2次)。 報告はポル・ポト派が「いまだに(パリ)協定 にしたがっておらず、同派軍隊の宿営(=武装 解除)をいっさい拒否している」「和平協定その ものに異論を唱えている」とも指摘していた。

2つの現地報告、いずれをとるか

しかし日本国民を驚かせたのは、その翌日発 表されたもう一つの報告書の内容であった。『カ ンボジア国際平和協力調査団』と名のった日本 政府調査団が、パリ協定の「枠組は引き続き維 持されて(いる)」とつぎのように述べていたの である。

「現状では、カンボジアの一派がパリ包括和 平協定の義務を履行していないなど懸念材料 も存在するが、いずれの派もパリ包括和平協 定そのものに異議を唱えているわけではなく、 その枠組は引き続き維持(されている)」

おなじ地域の状況について前後して発表され た二つの報告の間には明らかにくい違いがある。 では、いずれの報告が現地の事態を正確に反映 したものだったのか。

日本政府調査団が派遣された当時とその後の 事態の推移とてらしあわせてみると、政府調査 団報告の内容は官僚特有の作文、言い回わしの 一例でしかなかった。だが非難されるべきは政 府の高級官僚だけではない。

日本政府を代表する宮沢首相自身も8月9 日、PKO協力法の発動、自衛隊派兵は「(法律 の)要件としてはそろっている」と語っていた (長崎の記者会見)。その首相が参院選当時「戦 争はもう終っている」とふれ回っていたことは 記憶に新しい。

かれのいう「要件」うんぬんは PKO 協力法に いう"五原則"、とりわけ前述した国連の三原則 にてらしてみても同法を発動できる法律的「要 件」がそなわっているという意味なのであろう。

だが、カンボジア国内の情勢ははたしてその とおりなのかどうか。そこではポル・ポト派が 「和平協定そのものに異論を唱えている」(前出 ガリ報告)と非難された状態がこんにちなお続 いていることを伝えるニュースがあとを断たな い。たとえば――、

7月14日、つまり日本政府調査団の報告が発 表される1日前のことである。UNTAC(国連 暫定統治機構)の発表によると、ポト派はカン ボジア北部の2カ所でプノンペン政府の省知事 邸や病院、国連軍事オブザーバーの住居をねら

- 5 ---

った砲撃をおこなったほか、ゲリラ250人が村落 を襲撃していた。付近にはパキスタンから派兵 されたPKF(平和維持軍)がおり、「砲撃は国 連軍を危険な状態に置いた」という。

7月23日、プノンペンで開かれたカンボジア 最高国民評議会の席上、UNTACの明石国連事 務総長特別代表は国連安保理が21日に採択した ポト派の非協力姿勢を非難した決議を伝えた。 しかし、ポト派の「キュー・サムファン議長は 武装・動員解除の拒否の立場を変えなかった」

「議長は『プノンペン政府解体』の要求を繰り 返した」(「朝日新聞」7月24日付)という。他 方、プノンペン政府のフン・セン首相は評議会 のあと記者団に、「(ポト派が)和平プロセスに 戻ってくるとは思わない。彼らは決して大量虐 殺政策を放棄しない」(前同)と激しく非難した。

8月5日、最高国民評議会で選挙法案を提案 した明石代表は、ポト派の異議申し立てをおし きって特別代表としての権限を行使し法案を可 決した。また、この日出席したバーンズ英国大 使は国連安保理の5常任理事国とインドネシア、 日本などを代表して「(ポト派の)政治的正当性 と将来は和平プロセスに全面的かつ速かに参加 するかどうかにかかっている」(「朝日新聞」6 日付)と警告した。しかしポト派議長は会合後、 記者団に「我々は(選挙法に)同意していない」、 理由は「1979年以来、『ベトナム化』のために定 住者が送りこまれている。ベトナム人が選挙に 参加することを避けなければならない」と語っ ていた。

同じ日。最高国民評議会に出席した国連当局 者によると明石代表は席上「UNTACは、近い 将来、民主カンボジア(ポル・ポト派)の支配 地域に、文民警察と軍隊を派遣する権利がある と考える」と述べたという(「赤旗」8月7日付)。 これは「集結、武装解除など停戦第2段階を拒 否、UNTAC 要員の自派支配地域への立ち入り、 自由な移動を許していないポル・ポト派にたい し軍事・警察要員の強制的な配備がありうるこ とを宣言した」(同前)ものだという。

8月11日、UNTACのヘリが銃撃され、フラ ンス人無線操縦士が負傷、野戦病院に収容され た。

8月12日、プノンペン市最大の市場に手投げ 弾(ソ連製)が投げこまれ10人が負傷、うちひ とりは病院に運ばれる途中死亡した(「赤旗」8 月13日付)。

以上、カンボジア現地の状況を伝えた報道の ごく一部だけを紹介した。

「憲法違反というなら何時間でも」(宮沢)

ではその間、日本ではどのような動きがあっ たのか――。

7月の参院選をはさんで日本では「戦争はも う終っている」式の宣伝や派兵をシャニムニ実 現させようとする動きが続けられた一方、派兵 に反対する根強い運動も展開されたことを改め て書く必要はない。だが、ここでは一つだけ、 日本で自衛隊のカンボジア派兵を論ずる場合に 避けて通るわけにはゆかない問題について述べ ておきたい。

自衛隊とその海外派兵、それと憲法の関係に ついてである。PKO協力法を評価するのはそれ が「憲法改正、自主憲法制定の足掛り」になる からだという藤尾見解については初めに紹介し た。では、おなじ自民党に属する宮沢首相の場 合はどうか。

選挙を間近に控えた7月14日、国連事務総長 報告が発表されたおなじ日に宮沢首相は日本記 者クラブの会見に出席していた。席上、首相は 自分からは PKO 問題にふれようとはしなかった が、質問されてこう答えていた。

— 6 —

「国連平和協力法(=PKO協力法)は国会 で信任されている。(とはいえ)参院選の結果 が信任云々とは思っていない」「憲法違反とい うなら何時間でも議論する用意がある」(記者 クラブ会報、8月10日付)

その選挙が終ると首相が前言をひるがえして PKO法は選挙で信任されたと言いだしたことは 周知のことだが、ここでは憲法との関係に論点 をしぼる。

宮沢氏は昔からの保守党議員である。大蔵官 僚から故池田勇人首相の秘書官に転じて以来、 議員としても日米政府間の重要会談に数多く立 ちあってきた党内有数の ^{*}親米派"である。そ の宮沢氏はこんにちの自衛隊がつくられること になったそもそもの初めから、アメリカが日本 ^{*}再軍備"に関連してどう考えていたかを知ら ないはずはないと筆者はみる。

問題の端緒は日本で警察予備隊が発足した 1950年8月より、2年あまり前にさかのぼる。

「警察隊を超える高度な水準の日本軍事機構 の創設は違憲であると憲法解釈をすることが、 唯一合理的であり、また長期的にみて日本人 民との関係で米国を最良の政治的地位におく ことになる」

アメリカでは1948年2月23日、国防長官が「日本と西ドイツの限定的再軍備」について検討す ることを命じた極秘の覚書を陸軍長官に渡して いた。上はその指令をうけたアメリカ統合参謀 本部が翌49年2月28日に採択した計画文書の一 節であり、アメリカ国務省の『対外関係』文書 集に収録されている。計画文書にはつぎのよう な指摘もある。

「(日本の)軍隊を合法化するためには、第 9章・96条に規定されているように、国会の 発議と国民投票とによる新憲法の改正が要求 されることになろう。法律の形式上は、憲法 は防衛的軍隊を禁止するものではないという ことが論議されるだろう。しかしながら憲法 の前文ならびに今日まで発せられた占領諸命 令は、憲法の意図が無条件に戦争を放棄し、 軍隊を禁止し、平和を愛する諸国民の信義に 日本の安全を托することにあることを明らか にしている」

その後アメリカ政府がくり返し日本側に憲法 改正を要求してきたこと、それをうけて日本で も自民党や一部の人たちが憲法「改正」に力を いれたこと、さらにそれが国民の反対で実現で きなかったために "解釈改憲"ということで当 座をごまかしてきたことは周知の事実である。 逆にいえば、それらはいずれも「高度な水準の 日本の軍事機構」は「違憲」だというアメリカ 側の憲法認識の正しさを証明するものでしかな い。

宮沢首相はこんにち、自衛隊やその海外派兵 を「憲法違反というなら何時間でも……」と息 まいてみせたが、かれがその *合憲 * 論を全面 的に展開した記録を筆者はいまもちあわせてい ない。自衛隊違憲論は残念ながら、現在なお否 定されてはいないのである。

派兵は日米共同作戦の一環

国民にとって、当面のカンボジア派兵問題が もつ重大な意味は、まだほかにもある。

「我々はまず、先に決定した国連平和維持活動への参加の実績を積み上げ、国連の国際安 全保障システムの強化に寄与しなければなら ない」

自民党・小沢調査会が8月10日に発表した文 書の一節である。それは調査会が今年9月に予 定している党総裁宛「提言」の「要旨」をまと めたものだとされており、カンボジア派兵は日 本が今後「国際貢献」をすすめる上での第一歩 でしかないとの主張でもある。

そしておなじ8月、こんどはアメリカからも 重要な報告書が明らかにされた。『1993年の日米 関係』と題したジョンズ・ホプキンス大学ライ シャワー東アジア研究センターがまとめたもの である。

報告書は本年1月ブッシュ米大統領来日の際、 発表された「東京宣言」と両国間の「グローバ ル・パートナーシップ(地球規模での協力関係)」 の確認が「将来の日米関係を築いていくうえで 最も重要な合意の一つ」だとして次のように述 べていた(「赤旗」8月24日付)。

「(日本の)国連平和維持活動は、より大きな 日米安全保障条約への発展に向けて、非常に 前向きで創造的な機会を与えている」

それだけではない。報告書はカンボジアに派 兵された自衛隊が「米軍によって遂行されるで あろう兵たんおよび技術における支援を必要と することになるだろう」とも指摘していた。い いかえれば今回の自衛隊派兵は日米共同作戦の 実施第1号になるという受けとめ方である。

自民党とその政府は PKO 協力法の強行成立 に先立って、自衛隊は国連の指揮(政府によれ ば「指図」)下に入るが、日本にも「指揮権」が あると軍事的にはあり得ない主張をくり返して いた。だが、その問題にはもう一つ裏があった。

カンボジアで国連の指揮下に入る自衛隊は同 時に兵たん、技術面では米軍の支援をうける部 隊でもあったのである。

大国が平和を「強制」

アメリカ大統領が宮沢首相に自衛隊をいずれ 「他の問題地域」にも派兵するよう要求したこ とは前に一言した。それは日本の国民をどのよ うな問題にまきこむことを意味するものなのか ――。そのことを象徴的な形で示したのが8月 13日に国連・安保理が採択した対ボスニア・ヘ ルツェゴビナ決議であったといえる。

ここで論じたいことは自衛隊カンボジア派兵 の場合も含めて、国連による PKO(=平和維持 活動)とは現在、世界の平和と諸民族の自決に とって、どのような意味をもつことなのかとい う問題である。

最近の一連の動きが示している意味は2つある。

第一は、ソ連とその覇権主義支配の崩壊とい う新しい国際情勢のもとで、資本主義世界の大 国が相互の利害対立に基因する思惑を内部にひ めながらも"世界の再分割支配"をめざす行動 にのりだしたという問題である。

従来の国連 PKO が宙に浮いた形となり、大国 主導の武力行使をふりかざした「平和強制活動」 に変質してきた過程は、大国によるこのような 対外戦略の新展開にともなって派生した問題の 一つにすぎない。ボスニアの場合についていえ ば、その首都であるサラエボには以前から「国 連・保護軍」と名づけられた PKO の本部があり、 各地に PKF (平和維持軍) が配置されていた。

しかし今回、国連・安保理による決議が採択 されるに至るまでの動きは、ボスニアに派遣さ れている PKO にかわる「他の措置」が必要だと いう大国間の意思統一をはかるためのものであ った。

その最初の舞台となったのが、7月上旬に開 かれたミュンヘン・サミットであった。そこで はまずガリ国連事務総長がことし6月8日、従 来のPKFよりも「重装備」の「予防的平和維持 軍」が必要だとした提案は「価値ある貢献」で あると確認されている。その上でサミットは「旧 ユーゴスラビアに関する宣言」のなかで「軍事 的手段を排除しない他の措置を検討する」こと で意見が一致したことを明らかにした。サミッ トに出席した宮沢首相は、それらのいずれにつ いても賛成していたのである。

しかし、国連・安保理決議をめざす大国間の 合意形成がはかられた舞台はサミットの場だけ ではなかった。その直前に開かれた英仏独など 9カ国の西欧同盟(WEU)外相・国防相会議(6 月19日)、全欧安保協力会議(CSCE)首脳会議 (7月9日)、NATO加盟16カ国の高官会議(8 月6日)でも、同様な意思確認と具体策の検討 がすすめられてきたのである。

とりわけ、それら一連の動きのなかでブッシ ュ米大統領がおこなった提案は PKO の今後のあ り方をみる上で重要なものであった。 CSCE 首 脳会議に出席したかれは CSCE 強化の一環とし て、NATO を中心とした欧州・大西洋地域にお ける「新しい平和維持軍」の創設を提唱してい た。

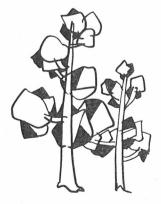
国連・安保理の決議は大国がそうした意見交 換をつみ上げてきた上で、国連全加盟国(92年 8月現在178国)におしつけてきたものである。

第二の問題点は、カンボジア、ボスニア・ヘ ルツェゴビナの場合を含めて、最近世界で多発 している紛争は国連憲章が想定している国家間 の戦争ではないという問題である。それらはい ずれもそれぞれの地域、国境内でおこっている 内戦ないし地域紛争とみるべきものである。と りわけ前記2地域の場合、紛争の背景には長年 にわたる外国支配と抑圧が民族的、宗教的反目 を増幅させてきたという複雑な事情がうずまい ている。しかも、そこでは最近の国内における 政治的抗争やヘゲモニー争いに加えて、国民生 活の困難増大といった事情が紛争を激化させる 一因として作用しているのである。

大国間にみられる最近の動きは、そうした地 域の住民間の紛争に武力行使を前提とした圧力 をかけることで、大国の望む「平和」をつくり あげようとする企てにほかならない。それによ って強制された「平和」が紛争の根本にある原 因をとり除き、域内住民間の真の平和と共存を うみだすものとならないことは明白である。そ れはアメリカはじめ資本主義大国の新しい共同 支配戦略の一環以外のものではあり得ないし、 内戦を国際化させる危険さえはらんでいるとい える。

緊迫した局面を迎えている自衛隊カンボジア 派兵の問題はそれ自体、国民が戦後史の重大な 岐路に直面していることを示すものである。同 時にそれは大国による世界支配の国際的再編成 が進行しているなかで、その一環としての重大 な意味をもつ問題でもある。

(会員・ジャーナリスト)



- 9 -

<特集にあたって>-

今日欧米経済は深刻な同時不況に直面し、 労働者の状態は悪化、失業問題も深刻化の度 を増しつつある。EC統合の進展も西欧の労 働者階級にむしろ否定的影響を与えているよ うだ。また大西洋のかなたに眼を転じても「ア メリカンドリーム」の終焉による貧富の格差 がますます大きなものになって、政府もこれ に対して有効な手を打てないかに見える。さ らに「社会主義」の崩壊もこれが決して資本 主義の"勝利"・"発展"につながらないどこ ろか、むしろ否定的な影響を及ぼしつつある ように見える。これら諸国に大量に進出して いる日本企業の役割が改めて問われようとし ている。 こうした状況下にあって欧米の労働組合は 今日どのような闘いをおこなっているのであ ろうか。一部の国においては運動の一定の高 揚もあるようであるが、全体的に見て決して 華々しいとはいえないどころか、むしろ非常 な困難を抱えているように見える。だがそう した中でも各国の労働組合は、その各々の独 自の闘いの途を追及しつつあるようである。

本特集は、さまざまな問題を抱える今日の 欧米労働組合運動の規模を明らかにすること を課題としている。これら諸国の労働組合運 動との共通の課題を見出し、追及する上で、 本特集がなんらかのその役割を担い得れば幸 いである。 (編集委員会)

イギリス労働運動の現段階

戦後最長となった1990年春以来の不況の中で、 保守党が議席を減らしながらも下院議席の過半 数を維持した総選挙がおこなわれたのが92年4 月9日。この条件下で勝利できなければ、労働 党が政権につく可能性は将来にわたってない、 といわれながら敗北した労働党は、開票直後に キノック党首が辞任を表明。3ヶ月にわたった 党首選挙はなんの波乱もなく、新党首にはキノ ック路線の継承を主張するジョン・スミス氏が 選出された。この間、シティーの大方の予想だ った消費主導の経済回復は現実のものとはなら ず、失業増大はこの7月で連続26カ月を記録し

森原 公敏

ている。

ー言でいえば、これが現在のイギリスの政治・ 経済状況だが、イギリス労働運動の現状をみる にあたって、まず、このレポートを執筆してい る92年7月に起きた労働運動に関わる二、三の 特徴的な出来事と背景にあるイギリス社会の現 状を報告する。

1. 1992年のイギリス社会

その1。西暦2000年のオリンピック誘致に力 を入れているマンチェスター市が、街の美化の ためにおこなった道路掃除作業員20人の増員募

集に1,400人が殺到した。週給193ポンド(約 47,000円)のこの職に応募した1,400人は熟練労 働者をはじめ、教師、湾岸戦争に従軍した元兵 士など、多彩な顔ぶれだった。

その2。イギリス資本としては最大の自動車 メーカーであるローバーは20日、ヘゼルタイン 貿易・産業相臨席のもと2000万ポンドを投じた 最新設備のオックスフォード工場をオープンし た。日本に肩を並べる最高生産性の工場との宣 伝は、「日本式労働協約の導入」とのもう一つの うたい文句で補強されていた。ヘゼルタイン貿 易・産業相は新技術と革新的労働様式導入を称 え、会社側は「終身雇用」と引き換えに労働時 間・内容の画期的な「柔軟性」が導入されると 誇った。

その3。明治維新の年、1868年に結成された 英国労働組合会議(TUC)は22日、その124年の 歴史のなかで初めて、英産業連盟(CBI)会長が 9月のTUC大会に来賓として出席し、挨拶をす ると発表した。

〈大量失業の常態化〉

イギリスの失業は26カ月連続で増大している ことはすでにのべたが、大量失業の問題を避け てはイギリスの現状は語れない。政府公式統計 でも失業者は6月に272万人(失業率9.6%)を 超えた。今後、経済回復があったとしても失業 者は増大し、来年初めには300万を超えるとの経 済予測はシティーも含め大方の一致するところ である。

ところでイギリス政府は統計上の失業者数を 抑えるため失業者の定義の変更を重ねた。この 10年で31回変更されているとの研究者の指摘も あるが、82年11月まで用いられた定義でみると 現在の失業者数はどうなるのか。民間団体「ア ンエンプロイメント・ユニット」によると、そ の数386万、失業率は13%にのぼる。 大量失業と同時にパート・タイム雇用が増大 した。女性労働者の44.3%、全雇用の4人に1 人がパートタイマーである。この傾向はこの間 増大したサービス産業にとくに顕著で、たとえ ばイギリス最大のスーパーマーケット・チェー ン「セインズベリー」の店員68,000人のうち52,000 人はパートタイマーである。

〈分裂する社会〉

この結果、イギリス労働者の47%、1000万人 が欧州評議会の設定する「低賃金水準」(正規雇 用労働者の平均賃金の68%、91年で週給193.6ポ ンドに相当)を下回る低賃金労働者となってい る。

6月の失業統計発表の前日に発表された、も う一つの公式統計「平均所得以下世帯:統計分 析」は、こうして平均所得の半分(非公式貧困 水準)以下の貧困人口が1200万人、児童の4人 に1人、320万人が貧困状態にあるというイギリ ス社会の現実を明らかにした。貧困人口は、サ ッチャー政権が誕生した1979年の貧困者数500万 人の2.4倍にまで拡大した。

79年から89年の間に世帯あたりの年収は平均 すれば実質24%増の13,084ポンドとなったのだ が、所得上位20%の世帯がこの間に平均可処分 所得を28,124ポンドへと7,986ポンド増大させた のにたいし、最下位20%のそれは3,282ポンド、 160ポンド減少していた(民間団体「ロー・ペイ・ ユニット」調査)。イギリス社会は金持ちと持た ざる者とにいっそうの分裂を続けている。

2. サッチャー主義の80年代と労働運動

以上が80年代を通じてすすめられた大量失業、 製造業の縮小、サービス産業の拡大、パートタ イム労働、女性労働者の増大、工場規模の縮小、 製造産業の大都市近郊からの逃避、生産施設の 海外移転などの結果、つくりだされたイギリス

社会の今日の状態である。

<減少つづける労働組合加盟人員>

こうしたなか、労働運動に目を向けてまず目 だつのは労働組合加盟人員の減少である。

6月末発表の雇用省1991年労働力調査(LFS) によると労働組合組織率は91年末で37.5%にま で低下した。サッチャー政権誕生前年の78年、 組織率は54%を超えていた。

TUC が 6 月24日公表した数字では91年末の TUC 加盟人員は776万人、この一年間で44万人 の減少。最高時の79年の加盟人員1217万人から みれば441万人の減少である。70年から78年の間 に加盟人員を200万人以上増大させたこととまっ たく対照的である。

79年から91年の間に製造業の雇用数は700万人 から460万人に減少したが、同時に組織率も84年 の58%から現在では40%にまで減少している。 製造業でも雇用の拡大した電子産業分野の組織 化に手がつけられていないことが原因の一つで ある。

この一年間で、新たに70万人が失業するなか、 加盟72組合中57組合が加盟人員を減少させた。 最大労組である運輸一般労組(TGWU)は7% 減の113万人(79年208万人)。組合員を拡大して いるのは公務員労組で、別の政府調査「社会動 向」91年版によれば公務員労働者の組織率69%、 これにたいし民間企業労働者組織率27%である。

LFS にかえってもう少し詳しくイギリス労働 者の組織状況をみると、自営業者を除く全労働 者2186万人中、女性労働者は1022万人で組織率 32%。男性労働者の組織率にくらべ10ポイント 低い。パートタイム労働者は511万人で組織率22 %。正規雇用者組織率42%のほぼ半分にすぎな い。労働者25人以上の企業では組織率47%だが、 6人以下の零細企業では11%。ブルーカラー組 織率41%にたいしホワイトカラー35%となる。 注目すべきは、拡大するサービス産業の中心 業種の銀行・金融、証券、不動産の労働組合組 織率がそれぞれ、49%、39%、45%と平均以上 の高率という事実である。これにたいし、小売 業分野では組織率は15%にすぎない。

〈相次ぐ労働運動規制法〉

労働運動抑圧を政権の戦略目標としたサッチ ャー政権は成立直後から次々と労働運動規制法 を制定した。1980年雇用法、83年雇用法、84年 労働組合法、88年雇用法、90年雇用法がそれで ある。

イギリスの労働運動の歴史的背景から、イギ リス労働法は労働組合にストライキ権をはじめ 積極的権利を認めるのではなく、ストライキに よる雇主の損害について組合や組合活動家がそ の賠償責任を問われることのない一連の免責権 をあたえている。サッチャー政権の最初の労働 運動抑圧立法は、できる限りこの労働組合の免 責権を剝奪し、組合の内部問題に介入、政治活 動資金の支出を規制、支援ストとピケットを制 限し、クローズド・ショップを最終的に禁止す るというものだった。

規制は次々に強化され、88年雇用法はスト決 定を守らずピケットを超えても組合に処分され ない権利を組合員に与え、90年雇用法では組合 中央に、いわゆる山猫ストによる損害の賠償責 任を果たしている。

メージャー政権が今年秋にも議会提出を計画 している新たな法案はさらに、スト実施の7日 前の通告、スト権投票の郵便投票化、一般国民 にスト実施組合にたいする損害賠償要求権付与、 組合費の一律「源泉」徴収の制限、組合政治活 動資金支出の3年ごとの組合員による承認など を求める内容である。

サッチャー政権がもっとも成功したのは、民 営化、自治体権限縮小、公共住宅払下げと労働

-12 -

組合規制の4分野といわれる。英政治学者D・ マーシュ氏は近著『英労働運動の新たな政治理 論;労働組合の力とサッチャー主義の遺産』(D. Marsh: The New Politics of British Trade Unionism: Union Power and the Thacher Legacy, 1992, Macmillan)で、一連の労働運動 規制立法でサッチャー政権が狙ったのは、労働 組合の政治的役割の消滅、労働組合にたいする 政府の権威の証明、組合の「現実主義」化、職 場での労使力関係の転換だったと指摘している。

<イギリス労働組合の変化>

50%を超える労働組合組織率と単一の全国中 央組織 TUC への結集、企業の枠を超えた職業・ 産業別労働組合、逆に一企業複数労組と職場委 員(ショップ・スチュワード)会などを特徴と するこれまでのイギリス労働組合とその運動は、 大量失業、製造業の破壊と産業構造変化に加え てこれら一連の労働運動規制立法によって大き な打撃を受けた。

労働組合組織率の急激な低下についてはすで に触れたが、これは地域労組評議会の壊滅にも つながっている。イギリスでもっとも階級的な メーデー集会を開催することで有名なチェスタ ーフィールドの地域労組評議会の実状を6月末 に取材したが、衝撃的だった。

労働党左派を代表するトニー・ベン下院議員 の選挙区であり、84、85年の炭坑ストの際には 地域の女性たちが英雄的な支援活動を展開した この地域にしても、地域労働者の活動を調整し 支援する地域労組協議会はほぼ消滅していた。 協議会は元の事務所も閉鎖され「チェスターフ ィールド失業センター」に緊急避難していた。 このセンターの組織担当ハンプトン氏は、かつ て月一回の地域評議会に各労組から30人は出席 していたが、そのうち誰も参加しなくなった、 と語った。「自分の組合の問題で手いっぱい」と

特集・欧米労働運動の現段階

いうのがハンプトン氏の分析だった。

炭坑ストの後、地域労組評議会を軸に、地域 の自主開発計画をつくりあげた女性団体も消滅 していた。労働者が地域の政治革新を主導する 体制は失われており、もっとも活発な地域労組 評議会と伝え聞いていただけに落差は大きかっ た。

第2の変化は、とくに公営企業での一連の労 組組合規制法を楯にした労働組合無視、さらに 組合承認取消し(デレコグニション)。民営化、 企業買収、移転、再編などをすすめる企業に多 発した。労働関係控訴裁判所はことし6月、保 守系大衆紙デーリー・メールが賃金交渉にかん するジャーナリスト組合(NUJ)の承認を取り 消し、個人契約に変えたことに関する審査をお こない、個人契約を拒否した組合員の昇給を拒 否したメール紙側の措置を認める判断を下した。 組合承認取り消しは全労働者にたいするもので 特定の個人への差別ではないというのが判断理 由と伝えられている。

第3は、一企業一労組承認という動きである。 多くの場合、単一労組にとどまらず、スト放棄、 労働内容・時間・形態の柔軟化、ホワイト、ブ ルー・カラーの施設使用などでの同等化、労働 者経営参加拡大、などの労使合意が伴っている。 イギリス進出日本企業に顕著で、労組承認に当 たって複数労組に企業への忠誠度を競わせる「ビ ューティー・コンテスト」であるとの批判が強 い。トヨタのカンバン方式も併せた場合「フレ キシビリゼーション」「ジャパニゼーション(日 本化)」などと指摘されている。冒頭で紹介した ローバー社の新工場はイギリス企業がこれを全 面的に受け入れた代表例である。

こうした状況のなかでストライキ、ピケット は大幅に減少した。昨年のストライキによる損 失労働日数は100年前にこの統計が始まって以来

最低といわれる。しかし、『レーバー・リサーチ』 92年6月号によると、ストライキ数は1960年か ら69年に24,460件、70~79年が26,176件、80~89 年に10,987件。80年代に消滅したわけではない。 賃金をめぐるストが大幅に減少したかわり、人 員確保、労働条件改善を求めてのストの割合が 増大した。80年代には、製造業から銀行・金融、 教育、医療分野にストの中心が移り、一件あた りの規模が大きくなっている。

職場委員については最近の職場レベルの大規 模全国調査がなく、現実の正確な把握は困難と なっている。80年代半ばの調査では、職場委員 の数は製造業では減少しているものの民間サー ビス業、公務員の分野で増え、全体では増大し ている。職場委員の企業別連合委員会という組 織形態は80年当時と変わりないが、企業内複数 労組の職場委員の連合という組織形態はやや減 少傾向にあるといわれ、賃金交渉を含め企業レ ベルでの労使交渉という傾向が強まっている。 しかし、前述したD・マーシュ氏はこの間のさ まざまな調査を引用しながら、職場委員をめぐ るこうした状況は職場での労使関係の基本的な 変化を示しておらず、ここでの力関係の決定的 転換というサッチャー政権の中心目標はいまだ 実現されていない、という。

同氏はまた、「政府は、労組指導部は過激だ が、協議の場をもてば、一般組合員がその過激 方式を穏和化すると主張していたが、実際には 組合員は通常、スト投票でこれを支持した。80 年代に公式の広範囲のストは減少したが、短期 の、しばしば非公認のストは通常のこととなっ た」と、一般組合員の動向を分析している。

3. 労働運動の直面する課題

<労組の合併と TUC 再編>

各労組の組織人員減少という事態は、財政問

題の深刻化をもたらし、これまでにも増して労 組合併の傾向をすすめている。ことし3月には TUC 第三の大規模労組「機械工労組(AEU)」 が電機・電子・通信・配管労組(EETPU)と正 式に合併し、約90万人の労組AEEUが発足し た。6月には自治体労組NALGOが公務員労組 (NUPE)、医療労働組合(COHSE)との合併 を組合大会で承認した。三労組組合員の批准投 票を経て一年後に加盟人員140万人の欧州最大 公務員労組が誕生する。このほか、TUC 最大労 組のTGWUと第二位のGMB一般労組との合 併の動きも伝えられている。

TGWUなどは一般労組としてさまざまな産業 の労働者を組織しているだけにとどまらず、こ れら労組だけでTUC全体の半数の組合員を有す る。TUCの役割が改めて問われることになる が、右翼労組のAEEUは、保険・安全、教育・ 訓練、国際関係などにTUCの活動を限定すべき であると、TUCが労働者全体を代表して対政府 交渉にあたるなどは時代遅れとなったと主張す る。

たとえば全国通信労組(NCU)は、集団賃金 交渉の役割ではなく、組合員にたいする法律や 健康相談、組合ローンの提供などを自らの役割 と規定することが膨大な未組織産業である通信 分野の組織をすすめるという。賃金交渉さえ組 合の役割からはずし、組合員にさまざまなアド バイスを提供することを今後の労働組合像とす るこうした主張が商業マスコミにしばしば登場 する一方、真のナショナル・センターとしての TUC 再編の方向での大衆的な論議はまだ、現れ ていない。

〈欧州統合と社会憲章〉

TUC の EC (欧州共同体) 政策は1988年9月 の大会ではじめて、イギリスの EC 加盟を承認す る方向に変わった。反 EC から EC 統合推進に転

-14 -

換した最大の理由は EC 社会憲章だった。

労働者の移動の自由、週労働時間の短縮、パ ートタイム、臨時雇用労働者の地位改善、労働 組合参加・不参加の自由、ストライキの権利、 組合の交渉権、労働者の企業とくに多国籍企業 の活動にかんする情報取得権と協議を受ける権 利、労働力の特定部分、青年、障害者、定年退 職者の地位の保護など、社会憲章の内容は、と くにサッチャー政権によって奪われ、拒否され た労働者の権利を獲得するための有力な手段と みなされたからである。

サッチャー首相が社会憲章を「社会主義者の 憲章」と非難したのは彼女ならば当然だったが、 メージャー後継政権も欧州統合の基本方向を定 めるマーストリヒト条約交渉のなかで、この社 会憲章-条約内の社会政策章-にイギリスは拘 束されないとの合意を取り付けた。社会憲章は、 大陸の EC 諸国とくらべはるかに後進的なイギリ ス労働者の権利の拡大のたたかいを擁護し、象 徴する意味をもつにいたった。社会憲章の全面 受諾が EC 統合をめぐる政府との明確な争点とな っている。

欧州統合にかんしてはまた、EC 諸国にまたが る大企業にたいする労働者の共同闘争の組織が 求められている。7月には米自動車企業フォー ドが工場を置く EC 6 カ国それぞれのフォード労 組が初めて協議をおこない、フォードの外部下 請け部品発注方針に対する共同のたたかいをす すめる方向を確認した。しかし、イギリス労働 運動が最近、中央一元的ではなく企業レベルで の交渉という傾向を強めていることは、労組は フォード社と交渉するのではなく機械産業連盟 と自動車産業全体の労働者の利害について交渉 するというドイツなど他の EC 諸国労働者との共 同闘争の発展を困難にしているといえる。

(「赤旗」ロンドン特派員)

読者のひろば

この間,初めて人間ドックに入った際,そ この院長先生と話す機会がありました。100床 以下のレベルの病院はやっていけない、「厚生 省の役人に会ったら,(そういうところは)ど うやって経営しておられるのか,(こっちが) 聞きたいくらいや」という話でした。日本の 医療保険も、アメリカに近づいていく現実が あります。No.7 (夏季号)の巻頭論文『アメリ カの医療問題』は、興味深く読みました。 (井尻久嗣/京都)

本誌のとじ込みハガキにて、ご感想・ご意見をお寄せ下さい。

2000年にむけたドイツ労働組合の課題

「豊かさとは何か」を問い始めた我々日本人に とって、ドイツは短い労働時間と生活のゆとり を亨受する「生活大国」のモデルとされてきた。 労働時間短縮の原動力として、また本年4、5 月を山場とした賃金協約交渉にも示された戦闘 性の高さからして、ドイツの労働組合運動は積 極的に評価され、日独比較研究も活発に行われ ている¹⁾。

そのドイツ労働組合は1970年代後半から取り 組んできた週35時間労働への労働時間短縮とい う目標をほぼ達成し²⁾、2000年に向けて新たな課 題に挑戦しようとしている。東西統一、EC 統合 などの問題に直面し、さまざまな課題を抱えた ドイツの労働組合であるが、ここでは、(1)労働 条件の東西格差の解消への取り組み、(2)時短に 続く課題として労働協約政策の目標に掲げられ た賃金体系の見直しの動向を検討してみたい。

1. 東西賃金格差の是正

旧東独地域の経済崩壊・大量失業と莫大な再 建コストの負担という、統一ドイツが直面して いる問題の原因と、それへの対策を分析する上 でのポイントは、東西二つの異なった労働市場 が一気に統合したという点にある³⁰。賃金水準に 大きな格差がある二つの労働市場が統合したこ とにより、89年および90年上半期に約60万人、 旧東独人口の4%にあたる人々が高い生活水準

布川 日佐史

を求めて西へ移住してしまった。100万人以上の 失業者を抱える旧東独地域において、雇用確保、 雇用創出が最大の政策課題であることはいうま でもないが、それに劣らず、就業人口の一割近 くに及んだ東から西への労働力移動をいかにコ ントロールするかが、実は政策決定に大きな影 響を与えてきたのであった⁴⁰。統一のスピードが あのように早まり、通貨統合が東ドイツの経済 を崩壊させるような「非現実」的な交換レート で行われた背景はここにあった。統一後、コー ル政権は旧東独地域において生産性の上昇より、 生活水準の上昇を速いテンポで引き上げる政策 をとってきたが⁵⁰、その背景も、西の労働市場・ 住宅市場に混乱をまねかないよう労働力の移動 をコントロールすることにあったのである。

それがジレンマを生み出している。旧東独に おける賃金引上げ、生活水準の東西格差是正の テンポを、生産性上昇のスピードに合わせてい たら今世紀中に西の水準に達することはできな いし、社会的状況がそのような緩慢さを許さな い。所得格差が大きいままでは、若年の、専門 知識のある、有能な労働力は西へ流出し、東を 再建する担い手がいなくなってしまうのである。 とはいえ、賃金を低水準に押さえ続けると、東 への投資が労働集約的な投資ばかりとなり、技 術革新を妨げることにもなる。いずれにせよ東 西の賃金格差をそのままにしておくと労働力移 動が引き起こされ、旧東独地域の再建・現代化 は困難になってしまう。このように旧東独地域 の企業は一方で合理化を推し進めて職場をどう にか確保しようとしながら、他方で賃金アップ を一定容認さぜるをえないというジレンマに直 面しており、その対策として国家からの莫大な 財政補助を必要としたのである。

こうした状況の中で、ドイツの労働組合は東 ドイツ地域における組織を西に合わせて一新し、 90年7月の通貨社会同盟施行の前後から、(1)合 理化からの保護、雇用確保、(2)実質所得の確保 と、西並の賃金水準への引き上げ、(3)労働時間 の短縮、という三つの主要課題を掲げ、活動し てきた。

雇用確保について見るなら、労働組合は旧東 独地域で「解雇の代わりに資格を」をスローガ ンに、雇用確保、職場転換、新規雇用創出に取 り組んできた。合理化保護、雇用確保に関して、 操業短縮措置の期限延長、教育再訓練機会の拡 大、新たな雇用創出など一定の成果を確保して きた⁶⁾。

労働時間短縮への取組の成果として、既に90 年夏から東部地域の協約週労働時間は40~42時 間へ短縮され、現在は38時間制に移行しつつあ る(印刷業が93年から、化学産業が95年から、 金属産業は96年からという計画が既に労使の間 で合意されている)。

ただし、賃金政策の成果をみると、東部地域 の生産性上昇をうわまわる賃上げ率を獲得した とはいえ、東西賃金格差は依然として大きい。 今年度の旧東独地域の賃金交渉については結果 を入手しえていないので、昨年の資料をもとに するが¹⁰、それによれば、昨年中に労使賃金協約 において時給ベースで東西格差のない協約を獲 得した業種は唯一、建物清掃業だけである。そ れについで格差の小さいのがホテル従業員で、

特集・欧米労働運動の現段階

西の73%の水準である。ただしこの二つとも、 地域的には東ベルリン地域の賃金協約を例にと った場合であり、地方ではこの賃金水準は保障 されない。ついでどうにか西の60%台にあるの は、東ベルリン地域の建築業、小売百貨店業だ けである。公務員は55%、鉄鋼、自動車、印刷、 化学などの製造業、金融・保険業などは、いま だに50~55%の水準である。低いところでは繊 維業が西の42%にとどまっている。

これは賃金協約上の格差であり、西部地域の 労働者・職員にはそれに加えて企業ごとの上乗 せ分(賃金ドリフト)が給付されているので、 東部の製造業に従事する労働者の受け取る賃金 は、時間ベースでみると西の40%程であると思 われる。このように現在もなお大きな東西賃金 格差があり、東の労働者・職員はおしなべて低 い給与水準にある。しかも東部地域の中でも、 業種間、地域間で賃金水準に大きな格差がある ことも見逃せない問題点である。

先に述べたとおり、コール政権は旧東独地域 において、生産性上昇より生活水準を高いテン ポで引き上げる政策を取り続けてきたと一般に 評価されているのだが、それでも東西賃金格差 の是正はこの程度というのが実状である。経済 活動の活性化と、賃金格差の解消という二率背 反的にみえる課題がどの様に解消されて行くの か、検討を続けたい。

2. 新たな協約政策

ー職務給体系から属人給的体系へ-

西暦2000年に向け、従来の協約政策の基本を 大きく変えていこうという動きがドイツの労働 組合内部からでてきている。そしてこれが今後 10年間の労使交渉の最重点課題になるのではな いかと言われている。

ドイツの賃金決定は、それぞれの職務を、そ

の職務遂行に必要な資格、肉体的精神的負荷、 責任、作業環境などの各項目ごとに分析し、点 数付けをし、それを総合して職務の価値を決め、 職務等級に位置づけ、それに対応する賃金額を 産業別に、地域ごとに労使交渉し、賃金等級表 を労使協約として合意するというものである。 この賃金決定システムは、日本と異なり企業構 断的なところに特徴があり、仕事の等級の決め 方や、業績評価のあらゆる段階において労働者 との共同決定が重視され、企業サイドの恣意性 を排除したものと評価されてきた⁸。

とはいえ、労働組合サイドにも、現在の賃金 協約の問題点を指摘する声も強い。伝統的に雇 用者を労働者と職員に分けた労使協約になって いること、管理職層の増加によって「協約対象 外」の上層労働者が増加してきたこと、同時に、 旧西独地域においても現行の職務給体系では下 位の職務グループに属さざるを得ない階層が「三 分の二社会」という言葉で現されるように多数 化、固定化している問題などが論じられ、協約 のあり方が問われてきた。職能給システムの見 直しについても、すでにIGメタルの中から70年 代末以来、賃金と職務の関係を断ち切る方向で の模索が始まっていた⁹。これらをふまえ、IGメ タルは昨年、「2000年に向けた協約改革」と名付 けた包括的な新たな協約政策を発表した¹⁰。

新たな協約政策の中心は、職務にもとづく賃 金という従来の考え方から、労働者の既得能力・ 資格(Qualifikation)にもとづく賃金へという 根本的な方針転換をはかることにある。すなわ ち、従来のように職務遂行上必要な資格、言葉 を代えると仕事が雇用者に求める資格だけでな く、今後は属人給的な考え方を取り入れ、雇用 者各自が持っている資格に対して賃金を支払え という要求である。それは、ある従業員が彼の 有している資格が、必要でない仕事に従事して いるとしても、既得の資格に応じた賃金の支払 いを求めるものである。習得した能力や知識、 資格を反映することができず、下位の職位にし か従事できないでいる層、とりわけ中高年労働 者や、家事、育児の負担をかぶった女性労働者 にとって、こうした賃金システムへの転換は望 ましいものとなろう。

また、IGメタルの「2000年に向けた協約改革」 は、労働者・職員が教育訓練を受け資格を取得 したら、職務は変わらなくても賃金だけは高い グループに格付けせよと要求している。さらに、 もし資格に応じた職務につけないでいたり、資 格に応じた賃金体系が適応されない場合には、 何らかの資格補償金を企業が支払うべきことを 求めている。また、こうした中で重要性をまし てくる職業訓練システムに関しても、労働組合 は労働協約を通じて関与を一層強めていこうと している。

当然、経営サイドから「ある従業員が英会話 が達者だったら、それが職務遂行上不必要だと しても、会話能力を評価した賃金を払わねばな らないのか」、「資格を持っていても実際の能力・ 業績はそれに一致するとは限らない」、「仕事に 直接必要でない能力に関しては、労働組合がス トライキを行っても経営に何らダメージを与え るものではなく、その分の賃金交渉をどうやっ ておこなうのか」など、様々な疑問や批判が寄 せられている。

これに対して労働組合は、こうした賃金シス テムの導入によって、ドイツの生産性が高まり、 労使ともにコンフリクトなしに、折り合いのつ く状態で、ポスト・フォーディズム的とでも表 現されるフレキシブルな生産システムへの移行 を可能にするのだと主張している。

すなわち、こうした賃金体系の導入によって、 経営サイドは従業員のあらゆる能力、資格を活 用しようとする傾向を強めることになる。なぜ なら、企業としては、いずれにせよその分の給 料を払っているのだから、その人の持つ能力の 全面的な活用をはからないと不効率なのである。 また、従業員には、職業教育を受けて、新たな 資格を獲得しようという意欲が高まる。その結 果、高収入で高資格、しかも弾力的に投入可能 かつ生産性の高い労働者・職員がドイツに登場 し、これによって企業も顧客指向の、多品種で 小量の質的に高い生産に対応でき、これがドイ ツの国際競争力を高めることになるというので ある。

あとがき

以上述べてきた職能給体系から既得の資格を もとにした賃金体系へという流れの中に、ドイ ツにおける「日本化」の進行を見ることができ る。それが労働組合に強圧的な形ではなく、労 使双方からの歩み寄りの中で論じられていると ころにドイツ的特徴があると言えよう。この動 きは第一節でみた旧東独地域が抱えている課題 の解決にも大きく関わるものであり、ドイツの 労働組合全体に広がっていく可能性もある。そ れが、合理化を支える労使協調体制、労使パー トナー的傾向を強めるという方向でなく、ゆと りある労働と生活のスタイルを守り、さらに一 層そのゆとりを労働者・職員の間に不平等がお きないような形で次の段階へ押し上げるという 方向に進んでいこうとする時に、ドイツの労働 組合はどの様な理論展開や実践活動を必要とす ることになるのか、見守っていきたい。日本と の比較研究を一層充実させる必要性がここに示 されてもいる。

特集・欧米労働運動の現段階

No.1281、1992年2月10日より連載中。

 IGメタルを先頭にした争議の過程や、時短の実施状況、 日本への教訓については、毛塚勝利「週35時間を実現したドイ ツ労組の教訓」『エコノミスト』1991年12月16日号を参照。
 3)統一に至る過程については、ヴェルナー・カンペーター(加)

来祥男訳)「統一後の東ドイツの崩壊(上、下)」『経済セミナ ー』Na445、446、1992年2月、3月号、参照

4)統一前後の東西賃金格差および東から西への移住者の急増の状況については、拙稿「ドイツ統一と労働市場」『静岡大学法経研究』第39巻第4号、1991年2月、参照。

5) 統一後の状況については、加藤榮一「統一のコストを払い 続けるドイツ経済」『エコノミスト』、1992年6月2日号を参照。

6) 拙稿「ドイツ統一と労働組合運動」『経済』、第321号、1991 年1月号を参照。

7) Reinhard Bispinck, Die Gratwanderung: Tarifpolitik in den neuen Bundesländern, in; Gewerkschaftliche Monatshefte, 12/1991.

 8)前掲、西谷敏「日本とドイツの労働者(5)」『労働法律旬報』 No.1286。

9)すでにIGメタル・シュトゥットガルト地方本部は1978年の協約交渉において、いったんある賃金等級についた労働者・ 職員は、合理化によろうと肉体的衰えによろうと、配置転換の 際に下位の賃金等級にグレードダウンされないことを要求し、 一部の階層を対象にだが、賃金と職務の従来の関係を断ち切る 協約の締結をめざした。

毛塚勝利「西ドイツにおける技術革新・合理化と労働組合」 中央大学『比較法雑誌』、第15巻第4号、1982年、参照。

また、VW (フォルクス・ワーゲン) 社においては、従来の 職務分析が、一方で経営側にとってコスト増大・時間の消費・ 労働力配置の硬直化を意味し、他方で労働組合にとって賃金等 級のグレードダウンの危険性を意味したことから、この点で両 者の利害が一致し、1979年にいくつかの職務を統合した「職務 群」がつくられた。これは従来の職務と賃金の厳格な対応関係 を弾力化するものであった。

野村正実「賃金制度とLODIの導入」徳永重良編著『西ドイ ツ自動車工業の労使関係』、お茶の水書房、1985年、所収、第 3章。

また、IG メタルは、低い賃金等級にある労働者・職員対策 として、賃金等級の低い階層に対する賃上げ率を、賃金等級上 位の階層よりも高くするなどしてきた。

10) Klaus Lang, Hartmut Meine, Tarifreform 2000: Gestaltungsrahmen und Entgeltstrukturen zukünftiger Industriearbeit, in; WSI Mitteilungen 3/1991. Reinhard Bispinck, Umwertung aller Werte-Pro und Contra zur "Tarifreform 2000" der IG Metall, in; Wirtschafts woche Nr.31 26.7.1991

Klaus Lang, Tarifreform 2000, in; forumarbeit, 2/1992.

(会員・静岡大学助教授)

注

1)現代ドイツの労働条件、労使関係全般について、労働法の 立場から、日本への問題提起を強く意識した紹介が行われてい る。西谷敏「日本とドイツの労働者」『労働法律旬報』、

フランス労働組合運動の現段階

1.86~87年闘争の高揚

フランスにおける労働組合運動の現段階は、 86年末から87年初頭にかけて展開された、公共 部門労働者を中心とする大規模な長期ストに始 まったとみることができよう。このときのスト ライキ闘争は、1968年5月、6月の大闘争以来 のものといわれた。実際に、フランスでこの20 年間、これほど激烈な労働者のたたかいは、た えてなかった。それは70年代から80年代をつう じて労働者のたたかいの一つの頂点を記録した。

ストライキ闘争は国鉄労働者の作業放棄では じまり、全国の国鉄労働者にひろがるばかりか、 パリの地下鉄労働者、都市交通労働者、海員組 合、航空労組までが参加する全面的な交通スト に発展した。闘争は1月に入って、電気、ガス、 郵便などの労働者も参加したため、フランス全 土がゼネスト状態におちいった。政府は各地の 主要駅に機動隊を投入して、ピケ労組員を実力 で排除するなど対決姿勢を示した。国鉄労働者 のストは約1カ月で大半が解除となったが、そ れは68年の際の闘争をこえて、実に40年ぶりの 長期ストを記録するものであった。

こうした公共部門労働者のストライキ闘争の 特徴として幾つかの点が指摘されている。その 第一は職場労働者の自然発生的行動がストの発 端となったが、このストライキ闘争の全過程を

小林 勇

つうじて、職場労働者のイニシアチブが大きな 役割をはたしたことである。この点は68年大闘 争と共通しているが、こんどの闘争を推進した 決定的な要因となったのは、職場での労働者の 共同のたたかいであった。国鉄ストのばあい、 各機関区に共同闘争委員会が組織され、連日の ように全員の合意を確認しながら、闘争を進め た。またパリ地下鉄、バスのばあい、指導部の スト解除の方針が職場労働者の拒否にあい、ス ト続行といった事態もみられた。

特徴の第二は、各ナショナルセンター間に協 議の態勢がないどころか、対立関係がつづいて きたなかで、こんどの公共部門労働者のストラ イキ闘争が事実上の共同闘争として発展したと いうことである。国鉄機関区ごとに結成された 共同闘争委員会も、職場労働者の所属するナシ ョナル・センターの枠をこえて組織された。こ うした職場での共同闘争がナショナル・センタ ー間の共闘を発展させる大きな力となった。

第三の特徴は、階級的ナショナル・センター であるフランス労働総同盟(CGT)の主導的役 割が改めて証明され、その存在理由が改めて確 認されたということである。ストライキ闘争の 先頭にたったのは労働総同盟であった。フラン ス民労連(CFDT)や「労働者の力」(FO)など 改良主義的、協調的なナショナル・センターは、 政府の緊縮政策容認に傾いていたのが、下部か らのつきあげで、戦列に加わったもので、パリ 地下鉄・バスのストライキでは民労連指導部が 途中でスト解除の方針をうち出し、下部組織の 拒否にあって、ストを続行するという事態もみ られた。当時のマスコミも「政府に妥協的な労 働組合が大衆的運動を制御できなくなっている ことが明確になった」(ルマタン紙)と指摘して いるが、このような運動の高揚、発展を主導し たのは、明らかに労働総同盟であった。「国民の 大多数は労働総同盟にたいして時にはいらだち、 時には共鳴しながら、こういうだろう。"幸いに も労働総同盟が存在している"と。」——これは クラジユキ書記長の言葉だが、たんなる自画自 賛以上の重みがあるのは確かである。

闘争の特徴としてもう一つ挙げておかなけれ ばならないのは、この闘争が賃上げを中心とす る経済要求をかかげながら、政府の賃金抑制策、 とりわけ公共部門労働者にたいする賃金抑制に するどく対立するという政治的闘争としての性 格をおびていたことである。政府自身、ストラ イキ闘争の拡大、発展に直面して、これを「政 治化」とよび、激しく非難していた。実際に、 賃金抑制の硬直した政府の姿勢にたいしては、 一般国民の間からも批判がたかまり、シラク首 相の人気は一挙に7%も低下して46%と過半数 を割った。確かにストは政府を大きくゆるがし

こうした公共部門労働者の闘争の高揚は、そ れ自体、フランス労働組合運動の前進を示した だけでなく、今後の運動の前進にとっても新た な局面をきりひらくものであった。「要求闘争の 高揚は新たな局面に入った」と、労働総同盟は 闘争の総括的声明のなかでのべているが、労働 総同盟ばかりか、キリスト教労連(CFTC)議長 も「社会的無策にたいする不満の空気」を認め、 民労連書記長も「社会的目覚め」を指摘してい

た。

特集・欧米労働運動の現段階

表1 フランス労働争議の動向

| | スト件数 | 参加人員(月平均) | | 喪失労働日 | |
|-------|------|-----------|-------|---------|-------|
| | | (A) | (B) | (A) | (B) |
| 1985年 | 183 | 22.8 | 275.6 | 726.7 | 158.2 |
| 1986 | 137 | 21.8 | 194.2 | 567.7 | 473.8 |
| 1987 | 136 | 18.8 | 135.9 | 511.5 | 457.5 |
| 1988 | 88 | 27.2 | 76.8 | 1,094.5 | 147.6 |
| 1989 | 170 | 20.3 | 54.9 | 800.2 | 104.2 |
| 1990 | 149 | 18.5 | 55.8 | 528.0 | 165.7 |
| 1991 | 120 | 15.1 | | 188.2 | |
| (上半期) | | | | | |

(注)(A)は企業でのスト、(B)は企業をこえたスト、単位は1,000。
 (出所)フランス労働・雇用・職業訓練省 "Premieses Information"、(労働省<日本> "海外労働白書"、平成4年版より)

る。これら協調的労働組合も、「社会的平和のた めに高い代価の支払い」が必要なことを強調し ていた。

2.80年代の闘争の曲折

公共労働者の闘争の発展で労働組合運動の前 進が強調されたのには、もちろん理由がある。 それまで、悪化する経済不安と労働者にたいす る資本の攻撃で、労働組合運動は困難な状況に 追いこまれていた。オイル・ショックで不況と インフレの同時発展という経済危機に落ちこん だ欧米諸国の政府、独占資本は、まず自国の労 働者、国民に犠牲をおしつけるための攻撃を強 化した。イギリスでは79年のサッチャー首相の 登場、アメリカでは81年のレーガン大統領の登 場で、反動的支配層の攻撃が本格化した。生産 への新技術の大量導入による合理化にともなっ て産業の再編も強行された。人減らし「合理化」 による労働市場の悪化と、反労働組合攻撃の強 化のもとで、欧米諸国では全般的に労働者の闘 争が沈滞し、労働組合運動が全体として停滞し たのは否定できない。

だが左翼的潮流が労働組合運動の主流をしめ てきたフランスでは、保守政権の緊縮政策によ る工場閉鎖や大量解雇反対のストライキ闘争が 発展、それとともに革新政治勢力も成長して、

81年5月の選挙で社会党のミッテラン大統領が 登場、社共連合政権が成立した。それは労働者 にとって「大きな希望」(クラジユキ労働総同盟 書記長)となった。実際にこの政権は最低賃金 の10%引き上げをはじめ、家族手当の引き上げ、 39時間週労働時間制の導入など、労働者の労働・ 生活条件の改善をはじめとする積極的な経済政 策をとった。だがスタグフレーションのもとで は、そうした拡大経済政策もインフレを促進し、 結局緊縮政策への転換をまねいた。84年、大量 の雇用削減を生み出す産業再編計画が共産党の 反対をおしきって決定され、社共連立政権が崩 壊した。ナショナルセンターでは労働総同盟だ けがこの再編計画に反対、労働組合レベルの統 一行動も分裂した。

ジスカールデスタン前大統領時代の7年間に 失業者は38万人から170万人へとはね上がった が、社共連立政権の3年間にも不況による企業 の人員解雇で、失業者がふえつづけ、84年9月 現在で労働省発表でも235万人となった。政府の 産業再編計画で、「合理化」の波がたかまるのは 明らかであった。とりわけ自動車、鉄鋼、造船、 石炭など不況業種で「合理化」があいついだ。 ルノーでは84年9月下旬に約1週間にわたって 各工場にストライキ行動が展開された。翌10月 には公務員労働者400万人による24時間ストが全 国的規模で展開された。さらに85年10月には、 雇用と賃上げ、組合活動抑圧の打破などの要求 のもとに、公共部門、民間部門の双方をふくむ 全国ストが展開された。このような全国行動は ミッテラン大統領下では初めてのことであった。 だがこれらのストはほとんど労働総同盟の単独 行動に終わった。85年10月の全国ストのさい、 クラジユキ書記長は「いまこそ労働組合はその 存在理由を示すとき」であることを強調したが、 他の労働組合は同調しなかった。このため労働

| 表 2 | 失業者数 |
|------|------|
| 21 2 | 八不自然 |

| 1980年 | 1,466,900人 |
|-------|------------|
| 81 | 1,750,100 |
| 82 | 1,922,800 |
| 83 | 1,973,800 |
| 84 | 2,323,100 |
| 85 | 2,442,200 |
| 86 | 2,489,500 |
| 87 | 2,531,700 |
| 88 | 2,410,200 |
| 89 | 2,312,100 |
| 90 | 2,504,700 |
| 91 | 2,752,500 |
| | |

 (出所) ILO "国際労働経済統計年鑑" 1989-90年版 90年と91年は同四季報、91年は8月現在

総同盟のたたかいも、政府を有効に追い詰める ことができなかった。

「労働組合の危機」がフランスでもいわれるよ うになったのはこの頃からのことである。この 危機の具体的内容として、組合活動の衰退、労 働組合の威信の低下、一般労働者の組合ばなれ などが挙げられているが、労働組合員の急激な 減少、労働者の組織率の低下は、数字の上には っきりとあらわれている。組合員減少の主要な 要因として、失業の増大や産業の再編が挙げら れている。とくに産業の再編で労働力の構成が 大きく変化している。こうした変化に労働組合 が適確に対応できずにいたことも指摘されねば ならないだろう。階級的労働組合のばあいも組 合員の減少を免れることはできなかった。労働 総同盟の組織人員は78年の235万から10年足らず の85年に110万と半分以下に落ちこんでいる。

86年3月の総選挙で、ついに保守連合が議席 数で第一党となり、社会党との「保革共存」の シラク政権が登場した。同政権は「自由化政策」 を標榜、国有企業の民営化計画をはじめ、雇用 や労働時間をめぐる諸法案、さらには大学「改 革」法案など一連の反動的諸政策を矢つぎ早に

-22 -

うち出して、労働者、国民の不満を高めた。86 年末、学生が闘争の火ぶたを切り、これが引き 金となって公共部門労働者の闘争が燃え上がっ たのである。

3. 新たな闘争のうねり

公共部門労働者の闘争の最大の意義は、この 闘争が警察力を動員してまで維持しようとした シラク政府の賃金抑制策を打破して少からぬ譲 歩をかちとり、労働者のあいだに新たな自信を 生みだす大きな力となったことであろう。事実、 この闘争を契機に、フランスの労働組合運動は 再び活気をとりもどした。

この公共部門労働者のストが終わった翌2月 には、教職員のデモが各地で展開され、全国教 員組合 (FEN) をはじめ、 左派系から中道系の 教員組合も、公共学校への主任制の導入に一致 して反対した。3月には医療給付の切り下げと 健康保険料の引き上げに抗議する50万人デモが パリで展開された。これは労働総同盟のよびか けたものだが、5月の同じスローガンでのデモ には民労連やパリ地区労組連合、公務員自治総 連合会なども参加した。6月には国家公務員や 鉄道、郵政、運輸、自動車など国有産業労働組合 のスト権、その他の権利制限法案に抗議する全 国的デモに労働者50万人が参加した。10月1日 には労働総同盟のよびかけで「購買力、雇用、社 会保障、労働組合の自由を守れ」のスローガン のもと、パリでは10万人、マルセーユでは7万人 など全国各地で数十万人の労働者のデモ、15日 には公務員ストが労働総同盟だけでなく、すべ ての公共企業体や公務員労働組合の一致したよ びかけで展開され、「労働者の力」も参加した。

こうした広範な労働者の参加する闘争の発展 で、シラク政府が狙った公共部門でのスト制限 の攻撃も失敗に終わった。この年12月、保険料 の引き上げや失業手当の引き下げを内容とする 失業手当制度の改悪が、政労使の交渉で労働総 同盟を除くすべての協調的労組指導部の合意で 成立、マスコミはさっそく労働総同盟の孤立を 宣伝したが、他方では国有企業ルノー自動車公 団の民営化にかんする法案の採決を88年4月の 大統領選挙後に先送りさせるなど、広範な労働 者のたたかいの発展で、政治の流れが変わって きたのは確かだった。事実、この選挙でミッテ ラン大統領が再選されるだけでなく、「保革共存」 政権もつぶれて、ロカール社会党単独政権が成 立している。

だがその社会党政権の下でも、いぜんたる賃 金抑制による購買力の低下、企業の「合理化」 による人員削減と失業増大、大資本優遇の企業 減税や核軍拡の推進などで、労働者、国民の不 満は解決されず、労働者の闘争が再びたかまっ た。これらの闘争でも指摘できるのは、それま での闘争のパターンがいちだんと発展している ことである。まず第一に、未組織労働者や独立 労組など職場の闘争が大きな推進力となった。 第二に、ナショナル・センター間の共闘が前進 している。第三に、その先頭に労働総同盟がた っている。こうした闘争の典型的な例をいくつ か例をあげてみよう。

88年9月に始まった看護婦の波状ストは、ナ ショナル・センターに属さない看護婦が全国的 な連絡調整委員会をつくり、賃上げと人員増の 要求をかかげ、労働総同盟とともに開始したも ので、民労連や「労働者の力」なども参加する ようになった。協調的労組は政府の賃上げ回答 ですぐさま妥結した。だが、同委員会と労働総 同盟はこれを拒否してストを続行している。

この闘争と時期を同じくして開始された公共 部門と公務員各労組の賃上げ闘争は、郵政労働 者がまず無期限ストに突入したのを皮切りに、

労働総同盟のよびかけによる各産業部門労働者 の24時間全国スト、これにつづいて民労連、「労 働者の力、全国教員労組などによる全国いっせ いストなど、86年末から87年初頭にかけての労 働攻勢につぐ高揚を示した。ただしここでも協 調的労組指導部の妥協で、賃上げは物価上昇率 以下にとどまった。89年9月のプジョー自動車 のストは一職場労働者約30人の自然発生的職場 放棄にはじまり、主力工場全体をまきこんだ。 国営ルノーと生産台数をほぼ分けあう民間のプ ジョーでのストは5年ぶりのことである。賃上 げ要求のもとに、ストライキの火蓋を切ったミ ユルーズ工場では、労働総同盟、民労連、「労働 者の力」、キリスト教労連の4労組が共闘の委員 会を結成して闘い、もう一つのソショー工場で は4労組が独自にストを展開、両工場とも約1 か月半を共に闘った。

4. 行動の統一をめざして

1986-87年闘争のたかまりと、その後の闘争 の大きなうねりは、上述のように、ナショナル・ センター間の共同のたたかいのなかで発展して きたもので、労働者の労働、生活条件の改善を 進めるばかりか、つぎつぎと反労働者政権を退 陣させる原動力となった。今日、ミッテラン政 権にたいする不満や批判がひろがるなかで、労 働者のたたかいが来るべき大統領選挙で民主的 政権を確立できるためには、これまでのような ナショナル・センター間の断続的、一時的共闘 から持続的な統一行動へとさらに前進する必要 があろう。この点で、今年、あいついで開かれ た各ナショナル・センター大会で新しい動きが みられた。(「労働総研ニュース」24-27号には 下山房雄氏の詳細な報告が出ている。) 戦後、冷戦開始とともに労働総同盟から分裂、 対立してきた「労働者の力」が、こんどの大会 で「改良主義的実践」を強調しながら、民労連 の協調主義をきびしく批判し、むしろ労働総同 盟に「接近する」「新たな途」に進み出したと、 保守的なマスコミも指摘している。実際にも、 この組織は書記長がマルク・ブロンデルに代わ ってから、戦闘性を増し、共闘への参加も目だ つようになった。こんどの大会方針はこうした 方向を再確認したものともいえる。

民労連のばあい、大会でこれまでの協調路線 が再確認されたとはいえ、労働総同盟をふくむ 全組合の結集をめざす修正案に、反対が57%と 過半数を僅かに上回った程度で、指導部と一般 組合員との距離のいっそうの拡がりが指摘され ている。

労働総同盟についていえば、こんどの大会の 中心テーマは、自らの変革だった。その意味は もちろん、自主的階級的大衆組織という労働総 同盟本来の基本的立場に立って、すべての労働 者の幅広い結集をめざし、組織自体を民主的、 階級的に強化するということであろう。大会で はこの点についての具体的方策はうち出されな かったものの、共通の認識だけは確認されたと いう。

フランスの労働組合運動が、労働者階級の当 面の利益を守るとともに、真の革新政権実現の ためのテコとなるよう今後さらに前進をとげる ことができるかどうかは、それぞれの大会で、 さまざまな形で示された統一への志向が行動の なかで統一を定着、確立できるかどうかにかか っているといえよう。

(理事・国際労働組合運動研究者)

イタリア労働組合運動の新動向

斉藤 隆夫

はじめに

イタリア労働組合運動を取りまく環境は、今 日、極めて複雑で困難なものである。そのこと を示すため、さしあたり次の三点を挙げておこ う。

第1に、ソ連・東欧における社会主義体制の 崩壊=「ユートピアの終焉」(B・トレンチン) がある。彼によれば「欧州とイタリアで社会紛 争の性格を強く条件づけてきたイデオロギー的 対立の台座が落ちた」。¹⁾このイデオロギー的台座 は労働組合運動にも様々な逸脱をもたらしてき たというのである。例えば組合運動における一 定のイデオロギー的立場の暗黙の前提、個人よ り体制の利益の優先などがそうである。今日の 事態は、すでに'50年代からポーランドや東ドイ ツにおける反全体主義運動抑圧に強い抗議を示 してきた CGIL (イタリア労働総同盟) にとって も、深い自己考察を求めているのである。

第2に、イタリアにおいても'80年代に急速に 進展した社会・経済構造の変貌が挙げられる。 産業構造の第三次産業化、女性雇用の増大、雇 用形態におけるパート・不安定雇用の比重増大 は、工業部門の正規労働者が中核をなす伝統的 労働組合運動のあり方に修正を迫っている。い ま、主要部門の組合員数について、'80年代の推 移と組織率('90年のみ)を示せば表のようにな る。(いずれも概数)2)

| | 組合員数(万人) | | | 組織率(%) | |
|------------------------|----------|------|------|--------|----------------------|
| | 81年 | 85年 | 90年 | CGILのみ | CGIL-CISL -UIL 全体 |
| Fiom (金属機械) | 56.8 | 45.6 | 44.7 | 25.4 | 44.0 |
| Filcea (化学) | 23.5 | 18.3 | 16.1 | 24.6 | 53.2 |
| Filtea (繊維・衣服) | 25.1 | 19.5 | 16.6 | 15.3 | 27.5 |
| Filt (運輸) | 24.0 | 22.2 | 19.8 | 29.0 | - |
| Filcams·Sinagi (商業) | 19.3 | 19.1 | 20.2 | 9.2 | 17.2 |
| Filsac (信用・保険) | 6.5 | 6.4 | 6.9 | 15.4 | 45.0 |

工業部門での組合員減と第三次部門での組織率の低さは明らかである。

第3は、欧州統合の問題である。周知のよう に、'87年に発効した「単一欧州議定書」は、'92 年末までの域内市場統合を決定した。今後10年 間で欧州の産業地図、分業体制は大きく変わる と予想される。それは、企業組織、雇用の水準 や地域配分はもとより、労働条件、労働者の社 会的・職業的構成、労働市場、移民の流れなど に大きな影響を与えずにはおかない。イタリア 労働組合運動は、EC各国組合とともに、市場 統合の激動への対応を迫られているのである。

こうした複雑で、困難な環境の下で、イタリ ア労働組合運動はどのような活動を展開しよう としているのだろうか。以下、その点をイタリ

-25 -

アの階級的労働組合 CGIL に焦点をあてて、探ってみたい。

1. 組合運動の新方向—CGIL12回大会

CGILは、'91年10月23-27日、イタリア中部 の小都市リミニで12回大会を開いた。大会では、 他に政府産業経済政策の転換、「社会国家」(福 祉国家の意)改革、3大総同盟統一のためのイ ニシァなど重要問題も論議されたが、ここでは、 CGIL内コムニスト派の解散、新しい組合のあり 方としての「権利と連帯の組合」、組合の代表性 危機とその克服策の三つのテーマをとりあげよ う。

(1) コムニスト派の解散

大会に先立つ'90年10月、アリッチャで開かれ た CGIL 統一派幹部集会で、書記長B・トレン チンはコムニスト派の解散を提案した。それは、 これまで「西欧諸国の産業組合主義危機の際に 統一の接着剤となり、連帯の欠陥をしばしば癒 しその代役を果してきたイデオロギーと価値観」3) が、全体的社会主義の歴史的失敗とともに消失 したという認識に基づくものであった。いまや、 そうしたイデオロギーから完全に解放された組 合プログラムにのみ基づいて組合組織は再構築 されねばならない。コムニスト派解散は、一部 の論者が言っているように共産党が解散したか らではない。「組合自主性確立のための政治的・ 文化的闘いに、コムニストが個人として人間と して参加し、ある種のイデオロギー的拘束から 自由な方針探究に寄与することを望むからであ 31.4)

今日、組合が組合外の経験に母斑を見出す価 値前提やイデオロギーを受入れる時、組合運動 の前進はありえない。我々の回りの数百万の男 女にとって、それはもはや共感を呼ばないし、 特に青年層にとって価値と組合プログラムの関 係は逆転しているからである。

イデオロギーに基づく派閥の解消は、多数派 や少数派の消滅を意味するわけではない。支持 する組合プログラムをめぐって多数派や少数派 が形成されることはありうる。しかしそれは、 イデオロギーに基づく派閥ではないかぎりで、 真の意味での実践による方針の批判的検証を可 能にする。逆に言えば、コムニスト派解散提案 は、これまでの組合運動が組合固有の実践によ る方針の修正を十分行い得ていなかったという 反省を含んでいると言えよう。それは、実践の 検証による指導部交替を含む組合運動のより徹 底した民主的運営を目指した方針とも言えるの である。コムニスト派の提案を受け社会主義派 も同様の決定を発表し、ともに大会で承認され た。

(2) 「権利と連帯の組合」の提唱

もう一つ、ソ連・東欧における反独裁革命が 組合運動に提起している問題は、個人とその連 帯のあり方である。「人間の最終的解放とその幸 福の名の下に行動していたこれら独裁的抑圧体 制の崩壊は、20世紀全体にわたって労働運動を 性格づけてきた」⁵⁾ ソ連型社会主義への幻滅を生 みだした。このことは、新しいモデルの探究可 能性そのものを否定するものではない。また、 旧モデルに鼓舞されつつ現実の運動がもたらし た民主主義発展への寄与を否定するものでもな い。しかし、今日では、何よりもまず個人に自 己実現の機会と可能性を保障することなしに、 多数者の幸福と福祉を保障すると称するモデル に大衆が身を託す可能性は、もはや存在しない。

左派の伝統的文化の中で遠い将来に後回しさ れ、その実現が社会秩序のラジカルで、総体的 な転換に従属させられてきた目標、個人の権利 が今日の目標となる。もちろん、現存の客観的・ 主体的可能性、賃金生活者の条件の限度内では

あるが。ユートピア危機のこの局面では、「何よ りもまず労働の場での個人の自己実現の領域で、 社会転換の実験を要求し、促進し、協約化し、 組織化することによって」⁶⁾組合は真に創造的で 政治的な役割を見出しうるというのである。

労働組合運動における個人重視の提案は、既 存社会主義崩壊からの教訓にのみ基づくもので はない。過去十数年間に生じた下部組合員の感 覚や文化の変化の自覚にもよっている。「権利」 と「連帯」は、いわば総同盟組合の行動分野に おける二つの極である。過去には、連帯要請が 優越していた。組合員相互間の同質的利益を調 整することが問題だったからである。「今日のよ うに利害が多様化すると、その特殊性において 考察された権利の個人的保護から出発して、そ ののち、集団的保護と連帯に達することが正し い」でのである。労働者の権利の個人的保護が優 先目標とされることによって、組合は個人にい っそう注意を注ぎ、下部とのコミュニケーショ ンに努め、その行動を考慮に入れる必要をもっ と自覚するだろう。

個人の権利から出発して連帯を構築すること によって、今日強まっている労働者個人の私的 世界への退却や同業組合主義的傾向に歯止めを かけ、「一般的組合」=総同盟組合主義を再興す ることこそ CGIL の目指すところなのである。

(3) 代表性危機とその克服策

代表性の問題は、組合が未組織の多様な労働 者・市民の利益を代表する組織に如何にしてな りうるかという問題と組合内民主主義の問題に 大別される。前者の問題では、B・トレンチン は、CGIL 再構築方針の探究において、男子より はむしろ働く女性の条件において、いわゆる「資 格ある」「規則で規制される労働者」より、弱 者、ハンディキャップをもつ者において見られ る条件悪化(決定ヒエラルキーへの従属・依存 状態)から出発した」8)と述べている。

大会プログラムは、婦人労働者、移民、失業 者、小企業労働者、職人、ハンディキャップを もつ人々の要求政策具体化(例えば、ハンディ キャップをもつ人々については、彼等に実効的 な機会平等を保障するために協約・立法・紛争 等の諸手段を行使して活動することが決意され ている)とそれら社会諸階層の声を反映する組 織の CGIL 指導機関への参加の必要を強調して いる⁹⁾。学校・大学・研究所の労働者の組合を作 る必要も指摘されている。また、市民の基本的 権利の促進と擁護のために活動している諸組織 (「民主連合運動」、「環境運動」、反マフィア運

動等)との協議と相互協力のルール作成が提案 されている。

未組織労働者との関係では、「委任民主主義」 のルールづくりが提起されている。すでに近年 の化学部門等若干部門で採用された協約綱領の 準備や締結の過程での非組合員をも含めた労働 者全員投票や労働者協議の方策の一般化が促さ れているのである。「統一組合代表」(RSU)に ついて3大総同盟間で達成された合意も、積極 的と評価され、その実現のための努力が当面の 緊急課題とされている。

後者の組合内民主主義については、'80年代の 組合敗北の原因でもあり結果でもある組合指導 部の官僚化傾向が指摘され、その克服が重要課 題として挙げられている点のみふれておこう。

2. 協約構造の改革

CGIL は、以前から総ての公・私部門に共通の 協約方式をつくるための協約システム改革を提 唱してきた。'60年から'70年代にかけて組合の強 い部門で、従来の産業別全国協約に加えて新し いそれが次々と追加形成された。分権的協約の 面でも、大企業グループが独自に全国的に通用

— 27 —

する企業協約を結び、他にも地域別補足協約が 生みだされた。こうして、多様な交渉主体・レ ベル、交渉テーマからなる複雑な交渉システム が形成された。

現行システムを要約的に示せば、まず総同盟 が主体となって次のような相手と事項で行われ る交渉関係がある。①政府を相手とし、経済・ 財政・社会政策や政府部門労働協約問題をめぐ る交渉、②産業家連盟を相手とし、スカラ・モ ービレ、労働市場、就業規則をテーマとする交 渉、③政府と産業家連盟の両者を相手として所 得政策等について行われる交渉。

次に、州や県レベル総同盟機関が主体となっ て行われる交渉がある。①地方自治体を相手と し、環境、雇用、地域開発等をテーマとする交 渉、②地域経営者団体を相手とし、労働市場等 をめぐって行われる交渉、③上記二者を相手と し、職業訓練・環境等をテーマとして行われる 交渉。

さらに、各産業別組合が主体となって行われ る交渉には、①機械、化学、商業などにもみら れる大部門(intersettoriali) 交渉、②部門 (settore)ないし業種(comparto、羊毛、綿、 ガラス等)ごとに行われる交渉、③サブ業種ご との交渉(おもちゃ、ハイヤー、傘等)④国鉄、 イタリア銀行など全国に支社・支店をもつ企業 での交渉、⑤職業領域ごとに行われる交渉(パ イロット、農業職員 etc.)がある。

そのほか、企業ないし企業グループ(Fiat、 Olivetti、Italtel etc.)ごとに行われる交渉、職 人や建築・農業などのように地域レベルで行わ れる補足的交渉、企業内の事務所・部署・工場 レベルで行われる交渉がある¹⁰。

12回大会で打ち出された組合の基本像(「権利 と連帯の組合」や代表性危機の克服)は、こう した協約システムの改革を求める。「イタリアの 数百万の労働者が交渉権をもたないか極めてわ ずかな交渉権しか持っていない。彼等の賃金・ 労働条件の防衛と改善は旧来の全国労働協約と スカラ・モービレに託されている。季節的な、 不安定な雇用につく労働者、とりわけ、青年、 女性、移民、南部の何十万という労働者はこれ らの保護さえ受けていない。他方では、数百万 の公務・公的サービス労働者が、しばしば巨大 な交渉権を持ち、労使の行動は予算・競争・生 産性の拘束を受けていない」¹¹。

単一市場実現を前にして'80年代前半以上に加 速化しつつある産業再編成も、協約システムの 修正を迫っている。B・トレンチンは述べてい る「我々の協約戦略は、イタリアの産業システ ムが、従って必然的に公・私のサービスシステ ムが、単一市場内での競争に対決するだけでな く、日本や米国との競争に取組むためにも¹²⁾」大 きな再編成を余儀なくされている時、再検討さ れねばならない。それは、この再編成を統御し うるものにならねばならない。何よりもまず、 企業レベルの分節的協約や参加によって企業・ 労働組織の転換を労働者に有利に規制し得ねば ならない。「企業でのみか、生産とサービスの個々 の単位で分節的協約の地歩を確保するとの我々 の決定はここから出てくる」¹³⁾。

また EC 市場統合の下では、大量の失業ととも に労働供給の一層のフレキシビリティと労働移 動とは避けられない。企業と地域での協約、新 しい訓練政策などを実現することによって、こ のプロセスに対抗し、それを統御することも労 働組合運動の新しい課題になっているのである。

現行協約システムの限界は、協約システム内 の不調和、個人と集団の権利についての処遇の 格差、超国家的交渉レベルの不在の三点にある。

こうして、CGIL によれば次のような協約シス テムの大胆な改革が必要となっている。 ① 雇用労働の四大部門(農業、第三次産業、 工業、公務)について、公団等を含む企業の全 タイプ(公・私企業・協同組合、手工業企業等) について、総てに共通の協約ルールの設定。協 約システムは単一だが、生産性・業績などの差 によって交渉成果は多様でありうるし、あるべ きである。

② 現行では産業別全国協約によって扱われている就業規則、つまり産業部門別に差別することが意味をもたない労働関係規制の諸側面(休日、病気、労働契約終結の扱い、解雇等)については、総同盟・産業家連盟間交渉に移す。

③ 賃金、時間、資格、労働環境等についても 産業別全国協約から企業協約に移す。また、伝 統的に全国労働協約しか適用されていない領域 でも企業レベルや小・零細企業の問題処理のた め産業別に行われる地域レベルでの交渉システ ムを実現することによって、協約保護範囲を拡 大する。市民的権利獲得や保護のための地域総 同盟レベル協約システムを実現する。

④ 以上の全国と地域レベルでの総同盟組織に よる交渉、全国と企業・地域レベルでの産業別 組織による交渉以外は放棄される。

⑤ EC 諸機関やECレベル経営者団体を交渉相 手とし、EC 社会政策などで協定締結権をもつ ETUC 活動の実現。ECレベル産業別経営者団体 やEC域内で活動する多国籍企業を相手とし、産 業・労働政策(訓練・情報権、組合関係等)に ついて協約を結びうるETUC部門別組織の実 現。

協約構造の改革は、昨秋の3大総同盟と政府・ 産業連盟との交渉で主要なテーマとなった。だ が、公務部門労使関係改革への政府の抵抗が障 害となって交渉は前進をみていないというのが 現状のようである。

むすびにかえて

CGIL12回大会が打出した組合運動の新方向は 極めて大胆なものと言わねばならない。それは、 労働者、とくに婦人や青年層の価値感の変化や 労働者階級の実態多様化(資格、雇用形態、協 約保護状況等に基づく格差)ばかりでなく、社 会主義体制への幻滅をも視野におさめた組合戦 略の再構築方針とも言うべきものである。CGIL をこの新方針探究へと促した諸条件は、我国労 働組合運動の諸条件と多くの点で共通するかぎ りで、CGIL 運動の今後の成りゆきは我々にとっ ても大きな関心事である。とはいえ、この新方 針の具体的実践可能性が容易でないことも明ら かである。

大会準備段階で Ires Liguria(リグリア州組合 研究所)が行った調査によれば¹⁴⁾、産業別組合地 方大会に出席した代議員のうち、なされた決定 に満足であると答えたのは1/4で、ほぼ同数が極 めて批判的、残る半分は十分な確信を持ってい なかった。「CGIL にとって今後状況は好転する か」という質問に対しては、48%がそう確信す ると答えたが、他は「変化ない」と「悲観的」 とに同程度に分れたという。イタリア労働者組 合運動の展望が単純に明るいものでないことは、 この調査からも推測しうる。しかし、好材料が ないわけでもない。先にふれた RSU 設立の動き や SPI(年金者組合)の発展がそうである。ここ では、RSU について紹介しておく¹⁵⁾。

'91年3月、3大総同盟は職場レベル統一組合 代表機関 (RSU)の設立で合意した。'80年代半 ば、スカラ・モービレ問題での意見対立の結果 分解した3大労組統一が、職場レベルで再建さ れる展望が開かれたのである。合意協定によれ ば、職場(小・零細企業の場合は地域)で全労 働者が選挙権をもつ無記名投票によって、統一

— 29 —

組合代表を選出する。投票は各組合職場機関が 提出する候補者リストに基づいて行われ、結果 にそって統一代表機関議席数が配分される。こ の機関は産別組織の協力と支持をえて、企業レ ベルに固有の問題で交渉を行う権限をもつとさ れている。機関の選出単位、代表メンバー数等 細部の案づくりは産業別組織に託されたが、合 意後1年以内の実現が明記された。ただ、新機 関の交渉権については関連使用者団体との協定 が必要であり、これまでのところ('92年5月現 在)ボローニャ県鉄道員組合で実現をみた程度 のようである¹⁶。

- (注)
- 1) Rassegna Sindacale, (以下 R.S.と略), Anno 36, N.41, p.26.
- Le Relazioni sindacali in Italia, 1985/86, ed. lavoro 決 び NOTIZIARIO IL SISTEMA DELLA CONTRTT-AZIONE (SUPPLEMENTO R.S. A.38 N.5) p.15
- 3) R.S., Anno36, N.41, p.26.
- 4) Ibid., p.28.
- 5) R.S., Anno37, N.40, p.IV
- 6) Ibid., p.V
- 7) R.S., Anno37, N.38-39, p.32.
- 8) R.S., Anno36, N.41, p.27
- 9)例えば、女性労働者調整委員会、移民労働者調整委員会、 仕事のための委員会、などがあげられている。
- 例えば、化学部門では、全国協約が16、大企業グループ別 補足協約は Shia.Pirelli. など7、地域・企業協定は1138 ある。協約システムについては、2)の NOTIZIARIO 及 び R.S., Anno37, N.4 の G.Sateriale 論文を参照。
- 11) R.S., Anno36, N.5, p.54.
- 12) R.S., Anno37, N.40, p.XII.
- 13) Ibid., p.XIV.
- 14) R.S., Anno.37, N.36, p.31.
- 15) RSU については、R.S., Anno37, N.10. 16) R.S., Anno38, N.16.

(群馬大学教授)



現代アメリカの労使関係と労働組合運動

1. はじめに

―「貧しくなったアメリカ」と労働組合―

1989年9月の『ビジネス・ウィーク』誌は、 「アメリカの貧富の大きな格差は、1980年代の もっとも厄介な遺産かもしれない」¹⁾と述べた。 この時代、経済の停滞のなかでレーガン=ブッ シュ政権と経営者は、人員削減、賃金凍結、失 業保険給付期間延長要求の拒否、社会福祉・社 会保障費の切下げといった強権的労働政策によ って、激増するホワイトカラー失業者層とりわ け「中年になっての困窮化」というかたちで貧 困層の広がりをもたらした。そして、高水準で 推移する失業率、豊かさの求心力を失った「ア メリカン・ドリーム」の終焉による中間層の分 解、貧富の差の拡大は深刻化の度を増してきて いる²⁾。

「アメリカの悲劇」ともいわれるこうした状況 のなかで発生したキャタピラー社の半年におよ ぶ労働争議(91年11月4日~92年4月14日)は 注目に値する³⁾。この争議は、国際競争力強化を 理由に、企業が提示した賃下げ、新規採用労働 者の賃金凍結、医療費の労働者負担増、年金削 減などにたいして、全米自動車労働組合(UAW) がその組織の再生をかけてストライキ闘争を展 開した争議として大きな関心を呼んだ。それは、 連邦労働調停局の仲介で一応終結したかにみえ

平尾 武久

たが、労働協約策定段階で再び暗礁に乗り上げ、 UAW の新たな闘争を引き起こしているとい う⁴⁾。長期闘争にふみきった UAW の対応は、「闘 う労働組合」への変化の兆しと見ることもでき るが、しかし、ビジネス・ユニオニズムの内部 統制強化のもとで、UAW はじめ AFL-CIO 傘下 有力組合の全国中央本部は、労働者大衆のさま ざまな自主的抵抗闘争を組織化するまでに至っ ておらず、逆に労働組合としての統合力を著し く弱めている。それでは、このような現実はな ぜもたらされたのであろうか。その答えとして は、労働組合の衰退に拍車をかける経営者の周 到な戦略的攻勢を指摘しなければならない。

したがって、この小稿では、アメリカ製造工 業において進展している多様な組合回避策に組 み込まれた労使関係の柔軟化がいかなる事態を もたらしているのか、また、経営側の労務政策 に包み込まれようとしている職場の管理秩序の ありようにたいして労働組合運動がいかなる途 を選択しようとしているのかという点について 考えてみたい。もちろん、この課題を全面的に 論ずることは容易なことではない。私としては、 以下の論述において、UAW が直面する問題の検 討をつうじてこの課題に接近しようと思う。

2. 労使関係の柔軟化と労働組合運動の危機

今日、アメリカでは、製造工業を中心に競争

カ低下の要因とみなされるジョブ・コントロー ル・ユニオニズム⁵⁾への経営の挑戦は執拗をきわ めている。すなわち、「新自由主義 neoliberalism」 を標榜する経営者は、80年代後半以降、「柔軟性 flexibility」追求に照準を定め、労使関係の「日 本化」ともいえる企業内労使関係の成熟にむけ て労働者を全面的に組織しようとしている。

これにたいして、組織率の低下とストライキ 数の減少にみまわれたアメリカ労働組合は、そ の地盤沈下に苦悩を深め、新たな協調的対応と して「譲歩交渉 concession bargaining」を強い られた。そして、いまや、AFL-CIOの組織・機 能は「激動の時代」にのみこまれ、これまで培 ってきた産業民主主義的な労使関係も崩壊の危 機に瀕している。まさに、アメリカ労使関係は、 賃金の下方弾力性の増大と、大量レイオフへの 労働組合の「協力」を前提にかろうじてその「安 定」を確保しているといっても過言ではない。 実際、AFL-CIOは、85年2月の「労働の将来展 望に関する委員会」報告のなかで労働協約締結 への経営側の攻撃に危機感をつのらせ、企業業 績と賃金との結びつきの緊密化とも相俟って躊 躇なく「労使一体」化を打ち出し、その姿勢を 低めていくのである。

その結果、巨大企業は、1978年に全米製造業 者協会(NAM)が「組合なき環境協議会 Council on Union Free Environment」を形成して「労 働法改正」を阻止したように、「アメリカの活動 を維持するための連合」を組織し、レーガン= ブッシュ政権と結びついて「永続的代替要員雇 用 permanent replacement」⁶⁾(=スト破り)政 策を積極的に遂行した。しかし、同時に、経営 側は、競争条件としての企業内労使関係の比重 の高まりとともに、仕事規則 work rules の弾力 化をめぐる「職場問題」の発生に直面し、ジョ ブ・コントロール・ユニオニズムの復活に強い 警戒心を抱きはじめた。というのは、主要組合 のローカル・レベルにおける組合民主化運動と 連動するかたちで「貧しくなったアメリカ」の 現実への労働者の不満・反発という新たな条件 を与えられた職場委員や組合派チーム・リーダ ーが、組合幹部の際限なき「譲歩」に歯止めを かけ、的確な方針をもってランク・アンド・フ ァイルの労働者を組織し、その組織的行動を強 化しようとしているからにほかならない。それ は、労働組合運動の再構築の方向が、職場レベ ルから芽生えつつあることを意味している。

それだけに、経営側は、労使関係の規制緩和 deregulation に即して労働市場の柔軟性を追求 し、労働組合にたいする徹底した「譲歩」の強 制を目論み、一方で、賃金と労働過程の弾力化 (=市場と技術の変動に対応して経営者がそれ らの要素を自由に調整できる、その度合い)を、 他方では、雇用保険や利潤分配制・従業員持株 制などをもって、その両者を勘案しながら労務 管理・労使関係の編成替えを推進している。す なわち、それは、団体交渉の分権化(=「パタ ーン・バーゲニング」の解体)による工場別賃 金決定方式の導入、新規採用者にたいする差別 的な「二重賃金制度 two-tier compensation system」の運用などによって、仕事規則の解体 にもとづく柔軟かつ効率的な労働力活用体制確 立の動きを速め、「競争力ある労働協約」をもっ て、職場をあらためて経営側の管理秩序のもと に掌握することを目指すものといってよい。

そして、その際、経営側が、労働者参加の理 念を軸に「労働生活の質的向上 quality of working life: QWL」や人的資源管理 human resource management: HRM の革新を一つの 運動として新たに展開した点には留意しておか なければならない。なぜならば、このQWL と HRM の浸透こそが職場における仕事規則の弾力

化を軸とする生産性向上運動の切り札とされた からである⁷⁾。

そこで、以上のことを念頭において、冒頭に 掲げた課題に接近するために、さしあたりアメ リカ自動車産業における「チーム包括協約」、と りわけ GM 乗用車生産部門の伝統的な主要組立 工場のチーム・システムをめぐる「職場問題」 の実態に焦点をあてて、UAW が職場の労使関係 の矛盾にどう対応しようとしているか、という 点に言及してみよう。

3.「チーム包括協約」と UAW の対応

トヨタ・GM の合弁企業 NUMMI のチーム・ システムに触発された GM 経営陣は、工場閉鎖 や「分断戦法 whipsawing」⁸⁾によって「チーム 包括協約 Team Package」交渉を具体化し、そ れに主要組立工場の競争力回復を託した。この 「チーム包括協約」は、いわゆる「リーン生産 システム」の確立と QWL や HRM の遂行によ る「非組合型労使関係システム」の組織部門へ の「革新的波及」をもって制限的仕事規則に規 定された労働協約の変更を迫るものであった。

そして、経営側の「南部戦略 southern strategy」に組み込まれて以降一貫して追求されたこ の「チーム包括協約」にはほぼ次のような内容 が含まれた。①職務分類の削減、②先任権の修 正、③知識習得対応型報酬制=多能工化奨励加 給制 pay for knowledge の実施、④グループ・ リーダーによる詳細な作業標準規定の管理強化、 ⑤職場作業集団による「自主管理」体制の構築、 ⑥チーム・リーダーの裁量権拡大と労働者の自 発性の喚起、⑦工場間競争の制度化、⑧企業内 生産性労使協議と「労使共同宣言」などであ る⁹。仕事と技術の最適の結びつけ方を完全に経 営側が掌握するものとして打ち出した GM のこ のチーム方式 Team Concept は、アメリカ自動 車産業における労使関係の「全米モデル」であ るとして喧伝され、UAW ローカルの機能する主 要組立工場における展開とその帰趨が注目を集 めた。

これにたいし、UAW 全国中央本部は、1984年 協約交渉を契機として「チーム包括協約」をも って競争力強化に協力する姿勢を鮮明にし、ス トライキ回避路線をとって、労働者が最もこだ わった仕事規則の見直しと変更を許容した。そ れゆえ、UAW ローカル・ユニオンも「チーム包 括協約」交渉への抵抗と挑戦を有効に組織でき ないまま、既存の労使慣行の後退を余儀なくさ れ、組合の既得権の一部放棄、新たなQWLプ ログラムへの協力に組織・機能の活路を見いだ さざるを得なくなったのである。

GMは、一方における、ポールタウン工場 (Detroit Hamtramck Plant)の技術戦略のつ まずき、他方での、NUMMIの成功から柔軟で 多能工的熟練をもった労働者のコミットメント にかかわる QWL プログラムに再び光をあて、 UAW ローカルとの「労使共同宣言」にもとづい て、労使関係カウンセラーや人的資源管理者な どを中心に、チーム方式の確立を求めて QWL 運 動への取り組みを強化した。要するに、それは、 「人間的職場」づくりを通じて、職場の労使関 係においては労働者の集団的行動が労働者間の 連帯感の昂揚や職場闘争へと発展する兆しを未 然に防止し、「おとなしい組合」によるチーム・ システムの推進という課題を担った。したがっ て、そこでは、雇用不安の緩和、適切な技術訓 練、労働力の柔軟な配置、細分化された職務に もとづく職務評価とそれによる賃率決定方式の 改訂、労使合同委員会 joint committee 運営に よる団体交渉の労使協議制化など人的資源管理 の弾力化が労働者の納得づくで遂行されるに至 った。

こうして、「労使一体」を条件に若干の意思決 定権を付与されたチーム・システムは、下請け outside contracting や外注 out sourcing の広 範な利用をともなう Just in Time 方式と結びつ いて、作業のスピード・アップによる絶えざる 「改善」のなかで「エラーを許さず、ほとんど 息抜きの余裕のない生産システム」に労働者を 緊縛し、現場監督者の全職責を担うチーム・リ ーダーのもとでの「重圧による管理 management by stress: MBS」を定着させた¹⁰⁾。しかし、こ のチーム・システムの現実は、「チーム」という 言葉自体が単に管理単位に与えられた呼称にす ぎず、グループ・リーダーによる管理強化とは 裏腹にチームには何らの権限もなく、「実にゆと りのないシステムである」という実態を労働者 の前に露呈しはじめた。

これにたいして、アメリカの労働者は、労働 者間競争のなかに身をおきながらも、仕事にお ける強制的なもの mandatory と自発的なもの voluntary とを明確に区別し¹¹⁾、個人主義にもと づく権利主張と「労働者にとって望ましい職場 づくり」に組合機能の再生を求めようとした。 実際に、1981年にチーム方式を採用したシュリ ーブポート Shreveport 工場、1983年10月のオラ イオン Orion 工場(ミシガン州)、12月導入のウ ェンツヴィル Wentzvill 工場(ミズーリ州)、85 年導入のデトロイト・ハムトラムク工場 (ミシ ガン州)、87年5月導入のヴァンナイス Van Nuys 工場(カリフォルニア州)など、GM の代表的 な巨大組立工場では、チーム・システムの「全 米モデル」の遂行にたいする労働者の抵抗がさ まざまな形であらわれた。とくに、同一労働・ 同一賃金原則をないがしろにして現場労働者に 賃金格差をもたらすような、働き方の個人別査 定にもとづく多能工化奨励加給=知識習得対応 型報酬制への抵抗は非常に強く、その賃金管理 方式は多くの工場で頓挫し、職場の労使関係に 動揺をきたしたのである。

4. むすびにかえて

ーチーム・システムの矛盾と UAW 内部の新しい動きー

以上のように、「チーム包括協約」の展開にた いする労働者の批判と反発は根強い。もちろん、 労働者の抵抗がチームのなかでは孤立した「ト ラブルメーカー」の問題としてチーム・リーダ ーによって処理される場合が多い。しかし、そ れが労働者の集団的で戦闘的な行動に転化しな いという保障はどこにも存在しない。高度に効 率的なシステムと化したチーム・システムがあ らゆる保護装置やクッションを意識的に排除し て無理を重ねているだけに、かりに労働者が一 定の集団行動に出た場合には、機能マヒに陥る 可能性は少なくない12)。つまり、条件さえ与えら れれば、それは、UAW ローカルの運動を活性化 しかねないような、経営側にとって明らかに潜 在的なアキレス腱になり得る危険性を内包して 機能している。しかも、アメリカの労働者は、 QWLやHRM を受け入れてはいても、日本人労 働者の勤労態度13)のように、組合を離れて働きす ぎの恒常化や「会社人間」化といった個人的妥 協的な手段で自らの労働と生活を守ろうという 意識状況になってはいないように思われる。

したがって、仕事規則にもとづく従来のアメ リカ的労務慣行を短期間に無理して変更した「チ ーム包括協約」がいかに個人の尊厳を無視して 労働者に重圧を強制しているか、という自覚と 批判の声が次第に高まりつつある。例えば、UAW の内部で、全国中央本部の官僚的組合運営と妥 協的な「労使一体」化路線に批判的な少数派ニ ュー・ディレクションの運動は、チーム・シス テムがいかに組合機能を萎縮させているかを訴 え、「『微視的コーポラティズム』のなかに一次

的労働市場を包含」¹⁴⁾している職場のありようを 克服して、労働組合のジョブ・コントロールに よる新たな規制の枠組みを模索している。それ は、「チーム包括協約」に欠勤者補充、チームの 権利、組合派チーム・リーダーの選出、先任権 の広範囲な適用、組合による技能訓練計画など を盛り込み、UAW 中央本部に統制された「経営 に従順なローカル・ユニオン」からの脱却を試 みている点で注目すべき動きであるといえよ う¹⁵。

(注)

 Business Week, 1989.9., Phillips,K., The Politics of Rich and Poor, N.Y., 1990,吉田利子訳『富と貧困の政治学』
 草思社 1992年、283ページ。

2) Wall Street Journal, 1989.3.31.、『朝日新聞』1992. 6.22.

3) Wall Street Journal, 1991.12.12,27および1992.4.
 7,8,9,13,16,17,20、『海外労働時報』185号、1992.3.および189
 号、1992.6.、『日本経済新聞』 1992.2.28および1992.4.9.

4)『日経産業新聞』1992.6.6.

5) これは、work rules を労働協約で取り決める職務統制型 労働組合主義のことで、団体交渉制度の基礎をなし、1970年代 のアメリカ産業民主制を支えた。Herding, R., Job Control and Union Structure, Rotterdam Univ. 1972, pp.142-151. 6)これは、職場復帰しなければ、代替労働者を雇い入れてストライキ参加労働者の解雇を断行するという労務政策である。 この点については『日本経済新聞』1992.4.3.を参照。

7) Kochan, T.A. et.al., The Transformation of American Industrial Relations, Basic Books, Inc. N.Y.1986, Chap.6, 拙稿「QWL 運動と企業内労資関係」小林康助編著『労務管理の 生成と展開』ミネルヴァ書房 1991年。

Keller, M., Rude Awakening, N.Y., 1989, pp.136-139.,鈴
 木主税訳『GM 帝国の崩壊』草思社 1990、183-188ページ。

9) Parker,M., Slaughter,J., Choosing Sides, Unions and The Team Concept, LABOR NOTES BOOK, Boston 1988, p.5.,戸塚秀夫監訳「立場を選ぶ一組合とチーム方式一」『賃金 と社会保障』1054号 1991年3月下旬号、21-22ページ。

10) ibid, pp.16-18.,前掲邦訳、28-33ページ。

 11) 熊沢 誠「日本的経営の働かせ方」『経済科学通信』68号、 1991年11月、26-27ページ。

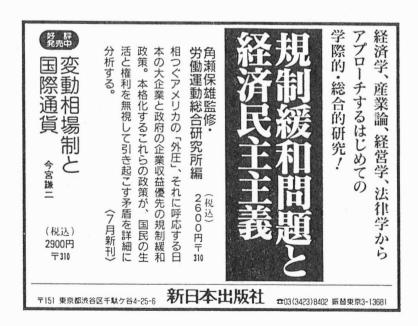
12) Parker,M., Slaughter,J., op.cit., p.28.,前掲邦訳、40ページ。

13) この点については、鈴木良始「日本的企業システムの『コ ーポラティズム』的把握と日本人労働者の勤労態度に関する覚 え書き(上)(下)」『産研論集』(札幌大学)8号、1991年3月、 9号、1992年3月が興味ある分析を行っている。

 Goldthorp,J.H., Order and Conflict in Contemporary Capitalism, Oxford Univ. Press, 1984,稲上 穀他訳『収斂の 終焉―現代西欧社会のコーポラティズムとデュアリズム―』 有信堂 1978年、40ページ。

 Parker,M., Slaughter,J., op.cit., pp.46-48.,前掲邦訳、46 ページ。なお、この点については、秋元 樹『アメリカ労働運 動の新潮流』日本経済評論社 1992年を参照されたい。

(会員・札幌大学教授)



https://rodosoken.com/



アジアの女性労働者

小さな国際会議

1990年11月、アジア12カ国から30人の女性た ちが来日し、日本を含む13カ国約40人によって、 4日間にわたる小さな国際会議が開かれた。テ ーマは、「女性労働者と労働組合」。日本以外の アジア諸国から参加した女性たちの半数以上が、 多国籍企業の旅行カバン製造工場で働いている 人、小さな町工場でミシンを踏んでいる人、そ の他製薬会社や繊維会社など主に製造業で働い ている労働者で、労働組合活動にも積極的に参 加している女性たちであった。その中には、そ の年の5月に、王制廃止を求める民主化運動の 力が複数政党制をかちとったばかりのネパール で、長い間非合法下で組合運動をしてきたとい う女性労働者もいた。

参加者の約半数は、アジア各国でこうした女 性労働者の運動や闘いを、側面から支えてきた オルガナイザーの女性たちであった。彼女たち の多くは、女性団体や労働団体のスタッフとし て、あるいは自分の専門職を持ちながら、女性 労働者の活動を援助しており、この国際会議に は通訳を兼ねて参加していた。小さな国際会議 ではあっても、これだけ多くの国から、草の根 の女性労働者が日本に集まって話し合いをする のは、おそらく初めての経験だと思う。

さて、この会議を日本で支えたのは、アジア

広木 道子

女子労働者交流センターを中心とし、アジアの 女性労働者の問題に関心を持つ女性たちによっ てつくられた「CAW 日本会議実行委員会」であ る。そしてこれを主催したのは、CAW(アジア 女子労働者委員会)と呼ばれるアジア地域の女 性労働者のための NGO グループであった。

CAWは、1981年、東南アジア諸国が新しい工 業化政策を打ち出し、製造工場に女性労働者が 大量に駆り出されるようになってから、ほぼ10 年を経過した頃に香港に設立された。草の根の 女性労働者のための地域グループとしては、ア ジアで唯一のものであるが、もともとは70年代 にアジア各国で吹き出した女性労働者の人権問 題にいち早く注目したキリスト教団体の援助に よってつくられたものである。そのCAWが、 今年から特定の団体の援助を離れて、アジア地 域の女性団体の1つとして自立することになっ たことを機会に、5月下旬、香港で「アジア地 域女性労働者会議(香港会議)」を開催した。日 本会議から1年半ぶりのことであった。

CAW と女性労働者の組織活動

前置きが少し長くなったが、本稿では、香港 会議で話し合われたことに触れながら、アジア 地域および各国レベルでの女性労働者運動の現 状と、当面する課題について述べてみたい。

CAW はこれまで(その前身の時代から約15年

— 36 —

間)、アジア各国の女性労働者が、自分のおかれ ている状況を認識し、相互の経験交流を通して 問題を共有するために、2~3年に1回程度の 割合で、アジア女性労働者の会議を開催してき た。70年代の終わりから80年代半ばにかけては、 日本を含む先進諸国の多国籍企業に働く女性を 中心に、電機、電子、縫製、繊維など産業別の 労働者の集まりを持ち、女性労働の実態や多国 籍企業の問題点などの状況把握と告発にとりく んできた。その当時 CAW は、アジアの女性労 働者の状況を、三重の支配の下に置かれている と規定していた。それは、アジア人として外国 の政治的、経済的支配を受け、労働者として各 国の独裁政権や資本家階級に、女性として家父 長的制度や意識にもとづく男性に支配されてい るというものであった。

1980年代半ば以降、フィリピン、韓国をはじ め、アジア各国では民主化運動が大きく高揚し た。中でも労働組合や労働者の果した役割は大 きく、また民主化運動の高まりが労働運動を一 層強化することにもなった。そこには、すでに 経済活動人口の4割を占めるほどに増大してい た女性労働者も、積極的に参加しはじめていた。

しかし、国の民主化運動や労働組合の活動に 参加してみると、運動の内部でも家庭の中でも、 ほとんどが男性優先であり、社会の中の根強い 女性差別が、女性たちの運動への参加を阻み、 運動の発展を妨げていることに気づかされるよ うになった。そういう中で、85年にはフィリピ ンで女性労働者独自の全国レベルのグループ、 KMK (女性労働者組織) がつくられ、87年には 韓国でも KWWA (韓国女性労働者会)が設立さ れるなど、女性労働者自身による組織化が進ん だ。この頃から CAW は、アジアの女性労働者 自身がより主体的に自らの運動をつくるための 行動のスローガンとして、「女性として、労働者 として」という言葉を強調するようになり、CAW の主催する国際会議の内容も、労働者教育や組 織化に重点がおかれるようになった。

地域間格差の拡大

今回の香港会議は、アジア各国の工業化政策 以降の女性労働者問題の変化と、それに対応す べく CAW が果たしてきた役割をふまえ、今 後、地域組織としての CAW をどう発展させて いくか、というのが主なテーマであった。

その中から、現状認識のために行なわれた参 加者による各国報告をまとめてみよう。一般に アジア地域は、東アジア(韓国、台湾、香港、 日本)、東南アジア(タイ、マレーシア、フィリ ピン、シンガポール、インドネシア)、南アジア (インド、パキスタン、スリランカ、バングラ デシュ、ネパール)という三つの地域に分けて 考えられることが多い。その地域によって工業 化や経済発展のプロセスが異なると同時に、と くに最近、これらの地域間の経済格差が拡大し てきており、それによって女性労働者の状況も、 それぞれ異なった特徴を持っていることが明ら かになった。

東南アジア諸国では、めざましい経済発展を 成し遂げた東アジア諸国に見習い、一日でも早 く NIES への仲間入りをしようと、生産性をあ げるために、労働強化が進んでいるという。低 賃金と、深夜労働・交替制労働を含む長時間労 働、ノルマの強制などに加え、職場環境の悪さ が、女性労働者の健康を蝕み、また労働災害の 頻発を招いている。東南アジア諸国では、従来 の御用組合に対抗して、新しい民主的な労働運 動を志向する動きも活発になってきているが、 そのような運動への政府の弾圧は依然として厳 しい。また最近は、韓国、台湾、香港からの企 業進出もめざましく、労働組合を認めようとし

国際・国内動向

ないこれらの国々の経営者の姿勢が、労使紛争 の原因にもなっているようだ。

南アジア諸国では、今、国営企業の民営化と これにともなう外国資本の導入が共通の課題に なっている。農村から都市への出稼ぎ労働が急 増し、都市の人口過密が深刻化している一方、 女性たちの多くは、こうした都市の日常生活を 支えるインフォーマル・セクター(零細で不安 定な部門)で、より劣悪な労働条件で働いてい る。パキスタンでは、女性が男性と同じ職場で 働くことは許されず、女性の社会活動の場はそ れだけ大きく制限されているわけだが、今後、 工業化の進展とともに女性労働者が必然的に増 えていく過程で、さまざまな社会的・文化的摩 擦が起きてくるものと思われる。

東アジア地域の女性の雇用不安

東アジアの国々では、工場閉鎖による女性労 働者の失業が大きな問題になっている。この10 年程の間に、東アジア諸国が急速な経済成長を 成し遂げる一方、南アジアの国々や中国などが 積極的に外国資本を受け入れるようになり、多 国籍企業をはじめとして、国境を越えた資本の 流れはより広範なものになった。低賃金労働力 を求めて東アジア諸国に進出した外国資本は、 より安い労働力を得るために、東南アジアへ、 南アジアへ、中国へと激しく移動を始めた。

特にこの数年間は、先にも述べたように日本 や欧米など先進諸国の資本以外に、これまで外 資企業を受け入れる側にあった韓国、台湾、香 港の地元資本(主に製造業)が、海外進出をす るケースが目立ってふえてきた。それだけに、 女性労働者への影響が大きく、昨日まで工場で 働いていた労働者が、今日はレストランでウエ イトレスをしているということが頻繁に見られ るそうだ。しかも職種の転換がスムーズにでき るのは、10~20代の若い女性だけで、30代以降 の女性にとっては、失業問題と共に、再就職と 職場不適応の困難が立ちはだかっている。

東アジア地域で、製造業の女性労働者がこの ような問題に直面しているのは、資本の海外移 転のほかに、国内の産業構造の変化も見逃せな い。つまり、急速な経済成長が、産業の高度化、 サービス経済化をもたらし、女性の働く場所も、 製造業から第三次産業へと次第に比重が移りつ つあるということである。さらに、このような 不安定な雇用状況に加えて多様な雇用形態がつ くり出され、女性たちは一層不安定な状態にお かれるようになった。これらの国では、失業者 の数がふえる一方で、労働力不足もかなり深刻 な状況にあり、すでに他のアジア諸国からの出 稼ぎ労働者が働き始めている。そのため、女性 労働力、とくに既婚女性の労働力を安く活用す る方法の一つとして、パートや臨時雇用の形態 が積極的にとり入れられるようになった。台湾 では、女性が働く時間を選べるというふれこみ でフレキシブル・システムも登場し、韓国でも、 日本の派遣労働と同じような雇用形態がすでに 採用されている。本来、「男は仕事、女は家庭」 という役割分担意識が根強い上に、保育施設や 社会福祉制度などの公的な援助が少ない東アジ ア諸国では、このような不安定雇用が女性自身 の中にも受け入れられやすく、急速に広がるこ とが懸念されている。

こうしてみると、東アジアの女性労働者の状 態は、日本の女性労働者の状態に限りなく近づ いている。CAWは、来年5月、アジア女子労働 者交流センターの創立10周年記念事業に合わせ、 日本で東アジア地域の女性労働者の交流会を行 なうことを決めた。日本の女性たちにとっても 貴重な機会だと思う。

(アジア女子労働者交流センター)

日立女性の昇進・賃金差別事件について

はじめに

92年3月3日、大手電機メーカー㈱日立製作 所に働く女性9名(5事業所より)が、東京地 裁に同学歴、同期、同年齢の男性と同じ地位の 確認とこれに伴う差額賃金を求めて提訴した。

日立に働く労働者は79,801人(うち男69,122 人、女10,679人、1991年3月現在)である。

賃金体系

賃金体系は職務職能給が採られており、大変 複雑で、昇給・昇進には全て査定がついてまわ る。賃金は基準内賃金と基準外賃金にわかれ、 基準内賃金は基本給、加給、職務給、扶養地域 手当で構成され、基準外賃金はその他の手当等 である。昇給は基本給について年1回行なわれ、 会社と日立製作所労働組合(以下、日立労組と 略称)との間で、職群等級ごとに、査定の平均 と最低が定められ、決められた枠内で上司によ る査定が行なわれる。最高は決まっていないの で、部内で昇給金額が高い人が出ると、他の人 の昇給の金額が低くなる仕組みである。男女別 立てではないが、女性は男性よりも一般に低い 査定を受け、初任給は同じだが、年数が経つに 従って、男女格差は著しくなる。

提訴した9人は、いずれも40歳代で、勤続23 年~29年になる。同学歴(日立では学歴によっ

坂本 福子

て差別がある)、同勤続年数の男性平均と比較す ると、年間で約120万円~280万円位の格差があ る。

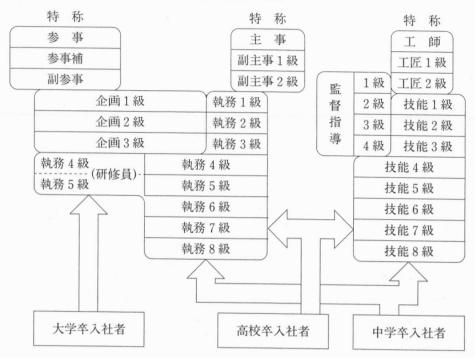
資格

賃金は資格と連動しているから、賃金が上昇 していくためには、資格が昇進していかねばな らない。従って、資格の格差を解消して、初め て賃金格差が解消するといえる。もっとも、同 じ職務給に位置付けられても、賃金に幅があり、 一定の差は生じる。この資格はまず、大きく言 って別図のように、技能職と執務職に分かれる。 技能職は、生産業務に従事している者で、執務 職は机上事務を行なう者である。入社後、中卒 の場合はそれぞれ8級に位置付けられ、高卒の 場合は7級に、大卒の場合は全員執務職で5級 に位置付けられる。技能職は監督指導職へと進 み、執務職の場合は企画職へと進む。会社の職 務区分によれば、監督指導職は上級監督者、組 長、看護婦長など指導運営にあたる職務とされ、 技能職は直接生産に従事しないが、肉体的労働 を主とする職務と、機械組立仕上げ等、直接作 業に従事する職務が含まれる。企画職は企画、 立案及び指導確認する職務で、執務職は主とし て机上事務を行なうものとされている。いずれ にしても、監督指導職や企画職は"指導職"と いわれる職務で、執務職、技能職はこれを補助

国際・国内動向

図 資格制度について

(1989年4月1日現在)



する職務といえるであろう。この監督指導職や 企画職になること(編入とよんでいる)により、 賃金が大きく増額される。

高卒執務の場合の男女の昇進の差をみると、 男性は、23歳~25歳で4級に昇格後、この4級 から28歳位に達する間までに殆どが企画職に編 入される。ところが、女性は定年まで働いても、 執務職にとどめられるという状況である。86年 の日立労組統計資料によっても、高卒の女性で、 企画に編入している者は一人もいない。

原告たちの同期年齢の男性をみた場合、少な くとも企画1級又は副参事以上の管理職になっ ている。管理職は1989年に初めて大卒の女性第 1号がでた。当時、彼女は42歳、男性の場合は 平均34歳でなるポジションである。

教育訓練の差別

(株日立では、女性に対する差別は、賃金・昇格差別だけではない。例えば、教育訓練でも、執務職の場合、高卒男性は、入職後1週間の導入教育後1年余にわたって、1週8時間を使って実習員教育を受ける。これに対し、高卒女性はこの実習員教育は全く受けられず、1週間の導入教育後、「実習教育として、ワードプロセッサーの使い方、電話の使い方、来客の応対方法」などの教育にとどまる。均等法施行後、漸く、女性は希望して、上司の許可を得ればこの実習員教育を受けられるようになった。しかし、これは明らかに均等法に違反する。労働省の通達では、「『男性全員、女性希望者』とすることは、差別的取扱いに当たる」とされており、この通達に違反するものである。

-40 -

その上、会社では、社内の日立工業専門学校 (以下日工専と略称)という教育機関があり、 実習員教育終了後、受験し合格すれば、この専 門学校で1年3カ月の教育を受け、短大卒の資 格を得ることができる。この日工専は、会社内 におけるエリートコースとよばれ、日工専卒業 者の大半は、早期に企画職に昇格し、その上の 管理職へと進む。86年迄は、このエリートコー スも、女性には全員途をとざされていた。

裁判所に提訴へ

こうした差別にみられるように、「女だから差 別されても当たり前」のような雰囲気が、日常、 会社の中にあり、何となくもやもやした不満の 中で、日立に働く女性達が、自分達の労働条件 を考えてみようということから、事業所をこえ て何人かが集まるようになった。

会社の労働条件についていろいろと話をして いく中で、「一生懸命働いているのに、何で差別 されるの?」「何で給料が安いの?」という話に なり、「私たち、こうやって働いて定年になっ て、黙ってやめていったらいいのかしら?」、こ んな話から、「働くからには、もっと働き甲斐の ある職場を」「男と同じだけの賃金を!」となっ ていったのである。

そしてまず、組合執行部に対し、同勤続年数 の男性と比較し、賃金が低いことや教育訓練に 差別があること、こうした差別を解消してほし いとの要求を出したが、組合執行部は「各自の 職場の上長と交渉を」というのみで、取り合っ てくれないのである。そのため、各自上長に対 し、「何故自分が同じ年齢の男性と比べこんなに 低いのか?」という質問を投げかけた。しかし、 返ってくる返事は、「貴女の評価はその位が適当」 とか、「前任者からの引継ぎ…」等全く要を得な い返事ばかりであった。

結局、上長との交渉は、らちがあかず、裁判 を決意したのである。"いざ裁判を!"という時 には、みんな迷いに迷った。9人の女性は全員 子持ちである。女性は何といっても "家庭"の 制約があり、"裁判は長くかかる!" "大変だ" というイメージがあったが、みんなで話し合う 中で、とにかく「みんなでまとまってやってい けば、きっと何とかなる」「正しいことをやるの だから」「世の中は正しいことが通るはず」、そ んな話の時に、91年12月には、支払基金に働く 女性の昇格・賃金差別を求めた裁判で、「全員が 男性並に昇格し、差額賃金を支払わせる」とい う画期的な勝利和解や、三洋に働くパート労働 者の不当解雇を争った事件で、「全員復職」とい う勝利和解がかちとられ、また本年1月には、 女性に対し低く抑えた岩手銀行の家庭手当につ いて、男女差別は違法との判決も出された。こ うした他の職場の、次々と出された裁判上の勝 利和解や判決が、原告達を励ましたことは言う に及ばない。

裁判を提訴して

提訴後、第1回の裁判には実に100人をこす傍 聴者が集まり、廊下にあふれた。世界の日立と 宣伝される大企業の中で、男女差別が行なわれ、 それが裁判になったということで、多くの注目 を集めたものといえよう。裁判後の交流会では、 種々の職場から、大なり小なりの女性に対する 差別があることが報告された。とりわけその差 別は、昇進・昇格・賃金差別に集約され、日立 のこの裁判が、また他の職場での男女差別是正 の運動に連動する感じであった。

提訴後、早速職場で変化があった。日立では、 扶養地域手当については、従来、「夫婦共同扶養 の場合は、被扶養者の人数にかかわりなく夫の 扶養親族として取扱う」という明白な男女差別

- 41 -

国際・国内動向

が、労・使の覚書でなされていた。

ところが今回、「共同扶養による場合は、…家 計の中心となっている者の扶養親族とする。家 計の中心となっている者とは、生計を一にする 者のうち、原則として年収の多い者とする」と 改訂してきた。会社は、1990年に改訂したと言 っているが、一般の労働者にこうしたことは知 らされず、原告のうちの一人は、夫よりも収入 が多いにもかかわらず、扶養手当はこれ迄支給 されていなかった。提訴後、会社は、この改訂 時期に遡って(即ち2年前)支給すると言って きたのである。もし裁判を起こさなかったら、 果して彼女には支給されたであろうか?やはり、 一つ一つ権利はかちとっていくもの、闘わなけ れば、権利はかちとれないことを改めて痛感し ている。

我が国の現状、差別をなくすために

職場において、女性管理職が少ないことは、 労働省の統計によっても指摘されるところであ る。女性の比率は、部長1.1%、課長2.0%、係 長5.0%(1990年労働省「賃金統計基本調査」) となっている。賃金についても男性の50.1%(常 用労働者)である。

本年6月のILOの年次総会には、条約勧告適 用委員会から日本政府に対し、男女間の賃金格 差解消に向けて積極的措置をとるよう求めた報 告書が提出されている。この中では、日本が年 功序列賃金制度のあり方と、女性が低賃金職種 に集中し、雇用機会の均等がみられないことが 挙げられ、そして、募集・採用・配置・昇進に ついて、均等法が努力義務規定であることを改 めることを求めている。また、男女それぞれの 特性にかかわって、伝統的概念に基づく主観的 価値観によって、主に女性の行なう仕事が男性 の行なう仕事より低い価値がつけられないよう、 何らかの措置を政府に要請している。

このように、国際的にも、男女差が指摘され る中で、一つ一つの職場から差別を是正してい くことが必要である。格差是正は、一人一人の 立ち上がりが基本である。同時に、ILOの指摘 にもみられるように、今、我が国の男女格差は、 国際的にも大きな問題となっており、その是正 の運動は、国内外をこえて大きく前進している。 今こそ連帯の輪が一段と拡がる時であり、職場 の平等確立が打ち立てられる時であると思う。

(弁護士)

プロジェクト研究部会報告

「男女平等社会をめざす賃金・生活費・生活時間調査」

はじめに

昨年に引き続き、今年は、単身男女と無収入 の子2人をもつ妻常勤共働き世帯に加え、同じ 家族構成の妻パート世帯、妻無職世帯について も調査した。東京・千葉・埼玉・神奈川各地方 組織に依頼して、首都圏に住む労働者を対象に 1991年11月に実施した。調査対象は区分毎に各 30サンプルを予定したが、忙しすぎる労働者の 生活の反映か回収が十分でなく、集約数は、単 身男性3名、単身女性12名、妻常勤共働き17世 帯、妻パート13世帯、妻無職10世帯であった。 調査回答数を増やす手立てを今後強めなければ ならない。

また、これと別に、事業所単位で「家族手当・ 住宅手当の男女差別等の調査」を実施し、324の 回答を得た。

1. 生活費調查

1990年にひき続いて、家計簿による生活費調 査を実施した。調査期間、調査対象は、上述の とおりである。しかし、集計可能であったもの は、単身男性は2名、単身女性11名、妻常勤共 働き15世帯、妻パート12世帯、妻無職10世帯、 計50サンプルである。

女性労働研究部会

集計支出項目は、1991年調査においては、前 年より、より詳細に区分した。平均値としては、 単身男性の提出数が少ないため、単身男女の比 較が不可能であるので、本稿ではこれらを除外 し、それ以外の3類型について報告する。

今回の調査にみる諸特徴

妻常勤共働き世帯、妻パート世帯、妻無職世 帯の、1991年11月の生活費の平均値は表1に示 す通りであった。妻無職世帯の夫妻の平均年齢 が30歳代半ば、それ以外の2者のそれが40歳代 前半とかなり異なっているので、単純な比較は できないが、それでもいくつかの興味深い特徴 を読みとることができる。

第1に、上記の年齢差にもかかわらず、夫の 収入は、妻常勤共働きの夫が一番低いという、 従来の共働き家計調査と全く同じ結果を得た。 第2に、その妻の収入は、夫妻を合わせた勤め 先収入の46%を分担しているので、世帯実収入 では、妻無職世帯の1.8倍、妻パート世帯の1.5 倍となり、可処分所得でも、それぞれ、1.7倍、 1.4倍と、一躍ダブル・インカムの強みを発揮す る。第3に、非消費支出は、妻常勤共働きの夫 が他の夫達より、収入が低かったにも関わらず、 妻無職の夫の3.2倍、妻パートの夫の2.2倍も支 払っているということである。今回は、特に非

表1 生活費調査一覧

| | 妻常勤共働 | 妻パート共働 | 妻 無 職 |
|--|---|--|---|
| 夫年齢 妻年齢 | 43.2 42.2 | $44.3 \\ 40.5$ | 35.4 33.7 |
| 収入総額 実収入 た 定期収入 その他の収入 妻 定期収入 その他の収入 パート収入 実収入以外の収入 貯金引き出し 借金 繰り入れ金 | 780,373750,706404,047381,51822,529346,659332,29414,365029,66729,66729,66700 | $\begin{array}{c} 601,237\\ 505,035\\ 438,932\\ 431,877\\ 7,055\\ 66,103\\ 0\\ 66,103\\ 96,202\\ 96,202\\ 96,202\\ 0\\ 0\end{array}$ | 551,539 411,239 404,815 6,424 0 0 140,300 140,300 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 |
| 支出総額 実支出 消費支出 資料費 米 外食 その他。具費 家事用品・サービス費 光熱水費 電気 家事用品・サービス費 光熱水費 電力ス その他 被服療費 保健・理美容費 自動車関 を可他 通信費 教育納納入金 学校納お稽古 その他 教養・娯楽費 交際費 職業手の他 教養・感費 職業 学・小遣い 夫 妻 名の他 活動費 その他 | $\begin{array}{c} 780,373\\ 596,848\\ 431,829\\ 117,667\\ 6,424\\ 11,988\\ 99,255\\ 25,061\\ 7,190\\ 17,905\\ 7,372\\ 3,850\\ 6,683\\ 36,500\\ 3,867\\ 10,898\\ 33,491\\ 15,727\\ 17,764\\ 7,211\\ 55,266\\ 3,201\\ 15,588\\ 12,513\\ 23,964\\ 29,727\\ 32,832\\ 40,380\\ 31,127\\ 9,253\\ 13,834\\ 0\end{array}$ | $\begin{array}{c} 601,239\\ 500,052\\ 411,012\\ 109,226\\ 4,477\\ 8,372\\ 96,377\\ 12,542\\ 5,305\\ 19,989\\ 6,845\\ 4,583\\ 8,561\\ 17,437\\ 5,707\\ 13,262\\ 60,772\\ 45,202\\ 15,570\\ 7,119\\ 76,563\\ 1,225\\ 39,837\\ 9,567\\ 25,934\\ 23,767\\ 6,675\\ 49,372\\ 44,208\\ 5,164\\ 3,276\\ 0\\ \end{array}$ | $\begin{array}{c} 551,539\\ 424,189\\ 351,155\\ 98,838\\ 8,963\\ 12,655\\ 77,220\\ 13,156\\ 8,780\\ 20,227\\ 5,691\\ 3,123\\ 11,413\\ 28,448\\ 2,863\\ 10,487\\ 12,250\\ 5,544\\ 6,706\\ 10,162\\ 53,759\\ 17,589\\ 6,581\\ 17,836\\ 11,753\\ 19,831\\ 35,449\\ 31,917\\ 27,917\\ 4,000\\ 4,413\\ 575\end{array}$ |
| 非消費 支出 夫 妻 税金 夫 妻 刑得税 夫 妻 m得税 夫 妻 地方税 ・ 夫 妻 他の税金 夫 妻 その他の税金 夫 妻 文出 以外の支出 貯金命保険 生命保険 全の(他) の後 合の(他) の を 妻 で の の の の の の を の の の の を の の の の の の の | $\begin{array}{c} 0\\ 165,019\\ 87,827\\ 77,192\\ 75,822\\ 39,943\\ 35,879\\ 33,414\\ 16,408\\ 17,006\\ 39,546\\ 20,673\\ 18,873\\ 2,867\\ 2,867\\ 2,867\\ 2,867\\ 2,867\\ 14,312\\ 182,968\\ 121,247\\ 48,438\\ 72,809\\ 61,721\\ \end{array}$ | $\begin{array}{c} 0\\ 89,040\\ 88,936\\ 104\\ 40,744\\ 40,640\\ 104\\ 16,322\\ 16,218\\ 104\\ 18,792\\ 18,792\\ 18,792\\ 0\\ 5,631\\ 5,631\\ 5,631\\ 5,631\\ 5,631\\ 60\\ 48,296\\ 48,296\\ 48,296\\ 48,296\\ 61,216\\ 35,224\\ 25,992\\ 27,574\\ \end{array}$ | $\begin{array}{c} 575\\ 73,034\\ 73,034\\ 0\\ 27,148\\ 27,148\\ 27,148\\ 0\\ 12,140\\ 12,140\\ 14,140\\ 14,140\\ 14,140\\ 14,140\\ 0\\ 868\\ 868\\ 868\\ 868\\ 45,886\\ 45,886\\ 45,886\\ 45,886\\ 45,886\\ 14,128\\ 73,552\\ 40,576\\ 72,565\end{array}$ |
| 繰越金 可処分所得 黒字・赤字 | 557 585,687 153,858 | 12,397 415,995 4,983 | $ \begin{array}{r} - 59,343 \\ 338,205 \\ - 12,950 \\ \end{array} $ |

消費支出部分を詳細に区分してあるので常勤共 働きの妻が、所得税においては夫を上回り、地 方税、社会保険料において夫に比べて遜色ない 額を支出している様が浮き彫りになった。実収 入にしめる非消費支出の割合(租税公課負担率) は、妻常勤共働き22%、妻パート世帯、妻無職 世帯ともに18%となる。第4に、消費支出部分 は、妻無職世帯を1とすると、妻パート世帯1.2 弱、妻常勤共働き1.2強と大差は認められない。 内訳においても、被服費、社会的活動費が、3 類型の中で、傾向的に妻常勤共働きが高いこと の他、取り立ててあげるほどの特徴は見い出さ れなかったというのが、これまでの共働き家計 調査との対比において特徴をなしている。第5 に、実支出以外の支出においても同様なことが いえる。

2. 生活時間調查

今年度の生活時間調査は、世帯の特性として 前年の「妻常勤共働き」と「単身者」に、「妻パ ート共働き」、「妻無職」を加えた。この4つの 類型で調査をおこなったことによって、男性・ 女性の生活時間について総体的な把握がより可 能になったと思われる。集計をおこなったサン プル数は、妻常勤共働き13組、妻パート共働き 4組、妻無職6組、単身女子12、以上58人だっ た。

(1). 労働時間

休息を除く週勤務時間は、「妻パート」夫の50 時間6分が一番長く、つづいて「妻無職」夫の 49時間11分、「妻常勤」夫の48時間56分、「妻常 勤」妻の46時間1分、「単身」女子の43時間12分 という順だった。いずれも週42時間をはるかに 超える労働時間である。これに通勤時間が加わ るが、通勤時間は「妻常勤」夫がもっとも長く 平日で1時間40分だった。 なお、パートで働いている女性の労働時間は 平日で4時間3分であり、比較的短時間のパー トとみることができる。

(2)。家事時間

まず妻常勤の共働きの場合の家事分担につい て検討すると、収入生活時間の男女比は、男性 を100%とすると、女性のそれは91%であったの に対して、家事的生活時間は、女性の時間を100 %とすると、男性は23%だった。前年調査では 収入で女性は90%、家事で男性は37%であった ので、今回の調査事例の方が家事分担の割合は、 男性がより小さいことになった。

家事に参加した週推計時間を男性についてみ ると、「妻常勤」で6時間9分、「妻パート」で 5時間4分、「妻無職」で5時間2分という結果 だった。妻がパートか無職かで、男性の家事時 間に差異はあまりみられなかった。また男性の 家事時間の内訳は、相対的にみて共働きで「調 理・片付け」が、パートと無職では「育児・教 育」が長かった。

(3). 社会的文化的生活時間

社会的生活時間は、生理的生活時間に大きな 差がみられない以上、収入時間と家事時間の影 響を受けることになる。妻常勤共働きの場合、 他の生活時間のしわ寄せによって、社会的時間 は週17時間37分と、単身女子の34時間59分の半 分強という短さになっている。

全体として、長時間労働のなかで、妻無職の 場合には夫婦の役割分担が、常勤共働きの場合 には女性への家事負担が浮き彫りにされたとい える。(表2参照)

3. 男女差別の大きい諸手当

今回、諸手当のなかでも男女差別が大きいと 思われる家族手当と住宅手当の調査をおこなっ た。家族手当については、「ある」が94.8%、配

-45 -

表 2 生活時間総括表 (1992年調査)

| | | 《妻常勤共働き》 平日 土曜日 休日 週推計 | | | | ÷. | 十 平日 | | | | |
|---------|---------------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|---------|------|
| | | 半 夫 | 妻 | 土曜 | 妻 | 休夫 | 主妻 | 週推 夫 | 妻 | 半1 夫 | 妻 |
| | 睡眠 | 7.14 | 6.59 | 7.20 | 6.50 | 8.59 | 8.40 | 52.29 | 50.25 | 7.56 | 6.46 |
| 生理 | 食事 | 1.15 | 1.19 | 1.23 | 1.23 | 1.43 | 1.42 | 9.21 | 9.40 | 0.75 | 1.11 |
| 生理的生活時間 | 身のまわり | 0.43 | 0.53 | 0.44 | 0.48 | 1.01 | 0.47 | 5.20 | 6.00 | 0.41 | 0.35 |
| | 医療 | 0.01 | 0.03 | 0.04 | 0.01 | 0.00 | 0.02 | 0.09 | 0.18 | 0.00 | 0.00 |
| | 休息 | 0.35 | 0.21 | 0.37 | 0.33 | 0.50 | 0.43 | 4.22 | 3.01 | 0.00 | 0.53 |
| | 小計 | 9.48 | 9.35 | 10.08 | 9.35 | 12.33 | 11.54 | 71.41 | 69.24 | 9.52 | 9.35 |
| | 勤務 | 9.13 | 8.21 | 2.50 | 4.16 | 0.01 | 0.00 | 48.56 | 46.01 | 9.11 | 4.03 |
| 収入 | 家での仕事・内職 | 0.09 | 0.13 | 0.23 | 0.04 | 0.00 | 0.00 | 1.08 | 1.09 | 0.04 | 0.00 |
| 時間 | 通勤 | 1.40 | 1.13 | 0.58 | 0.56 | 0.00 | 0.00 | 9.18 | 7.01 | 1.23 | 0.33 |
| 1m1 | 小青十 | 11.02 | 9.47 | 4.11 | 5.16 | 0.01 | 0.00 | 59.22 | 54.11 | 10.38 | 4.36 |
| | 調理・片付け | 0.14 | 2.02 | 0.20 | 1.50 | 0.33 | 1.54 | 2.03 | 13.54 | 0.00 | 3.07 |
| | 掃除·住生活管理 | 0.05 | 0.08 | 0.10 | 0.33 | 0.14 | 1.05 | 0.49 | 2.18 | 0.00 | 0.30 |
| 家 | 洗濯・衣生活管理 | 0.09 | 0.34 | 0.23 | 0.37 | 0.17 | 1.25 | 1.25 | 4.52 | 0.00 | 1.15 |
| 家事的生活時間 | 裁縫・編物 | 0.00 | 0.03 | 0.00 | 0.03 | 0.00 | 0.14 | 0.00 | 0.32 | 0.00 | 0.08 |
| 生 | 世話・介護 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 活時 | 育児・教育 | 0.05 | 0.14 | 0.11 | 0.52 | 0.25 | 0.39 | 1.01 | 2.41 | 0.00 | 0.37 |
| 間 | 買物 | 0.00 | 0.11 | 0.16 | 0.40 | 0.35 | 0.56 | 0.51 | 2.31 | 0.00 | 0.34 |
| | 小計 | 0.33 | 3.12 | 1.20 | 4.35 | 2.04 | 6.13 | 6.09 | 26.48 | 0.00 | 2.27 |
| | 全労働時間 | 11.35 | 12.59 | 5.31 | 9.51 | 2.05 | 6.13 | 65.31 | 80.59 | 10.38 | 6.11 |
| | テレビ・ラジオ | 0.28 | 0.23 | 1.52 | 1.13 | 1.35 | 0.55 | 5.47 | 4.04 | 0.44 | 1.15 |
| | 新聞・雑誌 | 0.20 | 0.22 | 0.35 | 0.26 | 0.47 | 0.25 | 3.02 | 2.41 | 0.08 | 0.42 |
| | 読書 | 0.05 | 0.08 | 0.27 | 0.23 | 0.24 | 0.29 | 1.16 | 1.32 | 0.15 | 0.00 |
| 社 | 趣味・娯楽 | 0.10 | 0.03 | 1.35 | 0.15 | 0.57 | 1.01 | 3.22 | 1.31 | 0.00 | 0.00 |
| 社会的 | 学習・研究 | 0.21 | 0.00 | 0.27 | 0.22 | 1.32 | 0.35 | 3.44 | 0.57 | 0.34 | 0.00 |
| 文 | スポーツ | 0.06 | 0.05 | 0.08 | 0.00 | 0.27 | 0.00 | 1.05 | 0.25 | 0.00 | 0.00 |
| 化的 | 団らん・家族との関わり | 0.11 | 0.11 | 0.49 | 0.40 | 1.37 | 1.13 | 3.21 | 2.48 | 0.00 | 1.26 |
| 的生活時間 | つきあい・交際 | 0.13 | 0.00 | 0.26 | 0.23 | 0.02 | 0.03 | 1.33 | 0.26 | 0.34 | 0.15 |
| | PTA·自治会·消費者活動 | 0.00 | 0.00 | 0.11 | 0.00 | 0.42 | | 0.53 | 0.00 | 1 | 0.00 |
| | 労働組合・政治活動 | 0.30 | | 0.23 | 0.11 | 0.00 | | 2.53 | 0.56 | 0.56 | 0.00 |
| | 移動(通勤を除く) | 0.09 | | 1.26 | 0.40 | 1.19 | | 3.30 | 2.17 | 0.19 | 0.00 |
| | その他 | 0.04 | 0.00 | 0.02 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.22 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 小計 | 2.37 | 1.26 | 8.21 | 4.34 | 9.22 | 5.53 | 30.48 | 17.37 | 3.30 | 3.38 |
| | 合 計 | 0.00 | 04.00 | 01.00 | 01.00 | 24.00 | | | | i | |

— 46 —

| | 《妻パート共働き》 土曜日 休日 週推計 | | | 《妻 | | | | | 識》 | | | | |
|-------|-------------------------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | 休 | | 週推 | | 平 | | 土曜 | | 休 | | 週推 | |
| 夫 | 妻 | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 | 夫 | 妻 |
| 8.23 | 6.49 | 9.08 | 8.04 | 57.11 | 49.33 | 7.20 | 6.58 | 7.08 | 6.48 | 9.02 | 8.18 | 52.50 | 49.56 |
| 1.26 | 1.41 | 1.41 | 1.34 | 9.22 | 9.10 | 1.18 | 1.24 | 1.26 | 1.23 | 1.40 | 1.40 | 9.36 | 10.03 |
| 0.41 | 0.33 | 0.52 | 0.41 | 4.58 | 4.09 | 0.58 | 0.55 | 1.04 | 0.52 | 0.56 | 0.52 | 6.50 | 6.19 |
| 0.00 | 0.08 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.08 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.03 | 0.00 | 0.03 | 0.00 |
| 0.19 | 1.08 | 0.23 | 0.52 | 0.42 | 6.25 | 0.24 | 0.55 | 0.40 | 0.39 | 0.53 | 1.08 | 3.33 | 6.22 |
| 10.49 | 10.19 | 12.04 | 11.11 | 72.13 | 69.25 | 10.00 | 10.12 | 10.18 | 9.42 | 12.34 | 11.58 | 72.52 | 72.40 |
| 4.11 | 1.45 | 0.00 | 0.00 | 50.06 | 22.00 | 8.28 | 0.00 | 6.51 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 49.11 | 0.00 |
| 0.00 | 0.00 | 0.53 | 0.00 | 1.13 | 0.00 | 0.24 | 0.00 | 0.25 | 0.00 | 0.13 | 0.00 | 2.38 | 0.00 |
| 0.53 | 0.15 | 0.00 | 0.00 | 7.48 | 3.00 | 1.25 | 0.00 | 1.14 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 8.19 | 0.00 |
| 5.04 | 2.00 | 0.53 | 0.00 | 59.07 | 25.00 | 10.17 | 0.00 | 8.03 | 0.00 | 0.13 | 0.00 | 60.08 | 0.00 |
| 0.26 | 3.13 | 0.00 | 3.30 | 0.26 | 22.18 | 0.03 | 3.20 | 0.00 | 3.14 | 0.05 | 1.55 | 0.20 | 21.49 |
| 0.00 | 1.38 | 0.45 | 1.03 | 0.45 | 5.11 | 0.00 | 1.35 | 0.00 | 1.10 | 0.54 | 0.58 | 0.54 | 10.03 |
| 0.00 | 1.50 | 0.00 | 2.00 | 0.00 | 10.05 | 0.00 | 2.00 | 0.00 | 1.33 | 0.05 | 1.05 | 0.05 | 12.38 |
| 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.40 | 0.00 | 0.05 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.25 |
| 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.25 | 0.00 | 1.28 | 0.00 | 0.42 | 0.00 | 9.15 |
| 0.23 | 0.23 | 1.34 | 0.45 | 1.57 | 4.13 | 0.15 | 2.15 | 0.35 | 3.05 | 1.23 | 1.40 | 3.13 | 16.00 |
| 0.30 | 1.37 | 1.26 | 1.53 | 1.56 | 6.20 | 0.00 | 0.25 | 0.00 | 0.38 | 0.30 | 0.58 | 0.30 | 3.41 |
| 1.19 | 8.41 | 3.45 | 9.11 | 5.04 | 48.47 | 0.18 | 11.05 | 0.35 | 11.08 | 2.57 | 7.18 | 5.02 | 73.51 |
| 6.23 | 10.41 | 4.38 | 9.11 | 64.11 | 73.47 | 10.35 | 11.05 | 9.05 | 11.08 | 3.10 | 7.18 | 65.10 | 73.51 |
| 1.34 | 1.08 | 1.38 | 1.08 | 6.52 | 8.31 | 0.35 | 1.03 | 1.00 | 1.03 | 1.48 | 0.22 | 5.43 | 6.40 |
| 0.19 | 0.29 | 1.00 | 0.24 | 1.59 | 4.22 | 0.17 | 0.35 | 0.24 | 0.30 | 0.58 | 0.42 | 2.47 | 4.07 |
| 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.15 | 0.00 | 0.13 | 0.20 | 0.25 | 0.04 | 0.30 | 0.20 | 2.00 | 2.04 |
| 1.34 | 0.00 | 1.38 | 0.00 | 3.12 | 0.00 | 0.40 | 0.08 | 0.15 | 0.00 | 0.32 | 0.10 | 4.07 | 0.50 |
| 0.45 | 0.00 | 0.11 | 0.00 | 3.46 | 0.00 | 0.05 | 0.00 | 0.40 | 0.10 | 0.30 | 0.08 | 1.35 | 0.18 |
| 0.49 | 0.00 | 0.08 | 0.08 | 0.57 | 0.08 | 0.00 | 0.13 | 0.00 | 0.13 | 0.00 | 0.08 | 0.00 | 1.26 |
| 1.26 | 1.23 | 1.26 | 0.56 | 2.52 | 9.28 | 0.15 | 0.19 | 0.33 | 0.19 | 1.58 | 1.30 | 3.45 | 3.24 |
| 0.00 | 0.00 | 0.30 | 0.26 | 3.20 | 1.41 | 0.05 | 0.05 | 1.00 | 0.20 | 1.08 | 0.25 | 2.33 | 1.10 |
| 0.00 | 0.00 | 0.19 | 0.19 | 0.19 | 0.19 | 0.00 | 0.00 | 0.20 | 0.28 | 0.10 | 0.37 | 0.30 | 1.05 |
| 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 4.40 | 0.00 | 0.35 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 2.55 | 0.00 |
| 0.22 | | 0.19 | 0.19 | 2.16 | 0.19 | 0.40 | | 1.00 | | | | 4.03 | 0.25 |
| 0.00 | 0.00 | 0.10 | 0.00 | 0.10 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 6.49 | 9 3.00 | 7.19 | 3.38 | 31.38 | 24.48 | 3.25 | 2.43 | 4.37 | 3.10 | 8.16 | 4.44 | 29.58 | 21.29 |
| 24.00 | 24.00 | 24.00 | 24.00 | 168.00 | 168.00 | 24.00 | 24.00 | 24.00 | 24.00 | 24.00 | 24.00 | 168.00 | 168.00 |

— 47 —

偶者・子・父母に支給され、金額は配偶者は1 ~2万円が52.3%と半数を超え、子は5~6千 円が約4割をしめもっとも多い。受給者の規定 をみると、社会通念上夫である世帯主、住民票 上の世帯主(ほとんどが夫)、主たる生計維持者 など、圧倒的に男性が多いと思われる支給規定 が3分の2を超える。なお、支給対象者を配偶 者(妻のみ)としている企業は約2割である。 また、支給申請の手続きについては、「女性のみ 証明が必要」とする企業は18.2%をしめる。

住宅手当については、「ある」が86.5%、借家・ 借間と持家を問わず支給されている。金額は、 世帯・単身別の場合、世帯は3千~3万5千円、 単身は2千~2万5千円を中心に幅広くひろが っている。借家・借間と持家別の場合、持家は 千~8千円、借家・借間は4千~2万5千円を 中心にひろがりがみられる。受給者の規定は、 家族手当と同様の傾向がみられる。

基準内賃金の中にしめる諸手当の比率が高く、 賃金の男女差別の一要因になっていること、支 給対象者、支給内容、申請手続きなどの男女差 別についても、春闘での男女差別改善の課題としていくことが必要と思われる。

おわりに

1990年11月実施の予備調査(季刊『労働総研 クォータリー』No.3・91年夏季号掲載)をふま えての今回の調査である。妻が「パート」「無職」 などをあらたに調査対象に加え、妻が常勤共働 きとの比較対象で実態を分析したこと、また家 族・教育・住宅など各種手当支給についての男 女比較などが今回調査の特徴である。しかし単 身男子のサンプルは極めて集約が困難であった ため、単身男女の比較が出来ないという問題も おきた。

こうした調査は、官庁統計にも十分なものが ない。画期的な調査であるという意義を評価し ていただき、ぜひ、全労連および関係単産の積 極的な協力を要請したい。当研究部会は、今後 この調査を隔年毎に実施することにした。ぜひ、 全労連の年間計画のなかに位置づけ、組織的に 対応する態勢を検討していただきたい。

生活保障体系プロジェクト

「『過重労働』下の労働と生活に関する調査報告」を発表

生活保障体系プロジェクト(責任者=江口英一理事・中央大学名誉教授)はこのほど、「人間ら しい労働と生活の実現をめざして」と題する「『過重労働下』の労働と生活に関する調査報告」を 発表した。

本調査は、「人間らしく生き、働くために」のスローガンの政策化と要求実現をめざす全労連が 要請したもので、1990年5月から約2年の期間を費やし、①単産聞き取り調査、②全国42職種・ 4513人のアンケート調査、③26職場・82人の個人面接調査など、3段階にわたり大企業で働く連 合系組合員らも含め、全労働者を視野にいれた「労働と生活」の総合的な調査、研究の集大成と して、7月下旬の全労連第7回定期大会に報告した。



討論のひろば

年金改悪世論づくりが走っている 公文 昭夫

94年の年金「改定」へむけて百家奏鳴の報道、 論文を通じての世論操作が走り出している。マ スコミでまとまったものとしては、92年3月に 8回にわたって連載された朝日新聞の「どうな る年金」がある。マスコミの看板意識がそうい う姿勢をとらせるのかも知れないが、良い指摘、 悪い指摘がまじりあうのが常である。そして結 局は、94年に政府がやろうとしている年金「改 定」は「止むを得ないんだなあ」と思わせる。 巧妙な世論誘導である。

朝日新聞の影響力は大きい。それだけに罪も 深い。弱い立場の私たちとしては、良い指摘は 十分に活用して、94年年金「改定」に対抗して いくべきだろうと思う。

その良い指摘のひとつが、低所得階層の多い 国民年金で、いま現在、460万人の人たちが免除、 滞納者となっているということ。いま月9,700円 の掛金で、来年からは10,400円になる。滞納者 はもっと増えるだろう、と言い、「国民年金は足 元の砂が崩れていくような危うさで空洞化が進 んでいる……基礎年金の財源負担のあり方をも う一度根本から議論する必要があるだろう」(3 月10日・連載第1回)というくだりである。

もっともな指摘であり、重大な問題である。 国家的な社会保障制度(国民年金の空洞化は国 保の空洞化にストレートで連動する。だから現 に保険証不交付問題などが起きるのだ)の空洞 化などということは、近代国家にとって決して あってはならないことである。政治の責任とし て、なにはさておいてもただちに対処すべきこ とである。国際平和や国民生活にとって百害あ って一利なしのPKO法の強行成立など放っと いて、まず手をつけねばならない課題なのだ。 ところが、この問題に関して、いまだかつて政 府はひとことも発言していない。担当局である 厚生省は、なにをやってるかといえば、都道府 県、市町村にたいして滞納者を減らせ、検認率 (払う人の率)を上げろ、と号令をかけている だけである。当然こうした行政が行きすぎると、 追及に耐えかねて自殺者が出る、などという社 会問題を惹起しかねない。

マスコミ以外の改革案提起として話題になっ ているのが共済組合連盟の年金研究会が6月に 発表した「被用者年金一元化に関する中間報告 書」である。委員や事務局の構成からみて、大 蔵省主導の意見という見方ができる。くわしい ことは省くが、大きな問題は3つある。第1点 が、この報告の土台が、85、89年の二次にわた る年金改悪を是認し、94年改悪の政府の意向を 前提にして、そのなかで一元化の方法論を組み 立てているということ。第2は、前述した「空 洞化」(つまり一階建部分、基礎年金そのものが 不安定) について何ひとつ提言、改革の意志を 示さないまま、二階建部分(共済、厚生年金の 被用者年金)の一元化の技術論を展開している ということ。基礎的部分がぐらぐらしていて、 どうしてまともな二階のつぎ足しができるとい うのか。そして第3は、結局政府に都合のよい ことだけ「つまみ喰い」される材料を提供する 結果になっているということだ。

労働者の代表である全労連が、なぜいちはや く、こうした世論づくりの「報告」やマスコミ 報道に反論しないのか、いささか残念である。

(年金実務センター代表)



土居 英二著

『政策科学と数量分析』

稲葉 和夫

はじめに

中央政府ないしは地方公共団体が行うある経 済政策の効果を検討するためには、一定の制約 条件の下で実施可能な他の経済政諸政策と量 的・質的両面で比較することが必要である。あ る政策の効果は、他の政策と比較して短期的に はプラスであったとしても、長期的には逆にマ イナスであるかもしれない。従来の地域におけ る原子力発電の立地、道路港湾の建設などの開 発推進の根拠は、次の2点で問題点を持ってい た。第一に、所得増加などの量的側面に限定さ れており、環境問題を初めとする質的側面が考 慮されない。第二に、議論を質的側面に限った としても、異なる政策は異なる集団(社会諸階 層)の利害を反映しており、異なる政策効果の 違いが分析では明らかにされていない。

本書は、政策効果の量的分析の第二の問題点 を考慮し、著者がこれまで行った研究成果をま とめたものである。もし、異なった政策が異な った立場から主張されるだけで、分析手法に共 通の基盤がなければ客観的な評価を下すことが できない。本書では、著者とは異なる視点をも つ分析結果と共通の統計情報、分析方法を利用 して、一貫して客観的評価を追求した分析が行 われている。紙面の制約から本書の内容を詳細 に紹介することはできないが、以下、本書の構 成を紹介した後、数量分析が政策評価に果たす 研究意義について述べることにしよう。

1. 本書の構成

本書は、3部から構成させている。第1部は、 3章からなり高度成長期から低成長期にかけて の日本の経済構造と経済政策が対象となってい る。第1章は、産業基盤型の政策と生活基盤型 の政策とを比較し、前者の政策の方が後者より 経済効果が大きいという従来の主張が必ずしも いえないことを示している。第2章は、高度成 長期の間接金融構造を家計・企業・政府などの 経済主体間の資金の流れから解明しようとして いる。第3章は、公表統計を組替えて高度成長 によってもたらされた就業構造を社会階級・階 層別属性と社会的分業から整理し、企業活動と 国民生活充実との関わりを中心に分析している。 第2部は、5章からなり、主に1980年代の政策 課題に焦点を当て、政策目標の実現可能性、経 済政策の効果を検討している。第4章は、日本 の貿易黒字、財政赤字解消のためには、どのよ うな制約条件のもとで経済政策が実施され、そ の結果経済構造はどのように変化すべきなのか を検討している。第5、6章は、消費税導入の 効果を消費税制見直しのいくつかのケースの効 果とともに検討している。第7章は、資産課税 と関連する実現キャピタルゲインの概念とその 数量把握についての具体的方法が提案されてい る。第8章は、国民経済の数量的把握、分析に 頻繁に用いられる国民経済計算の体系を家計、 企業について、大法人企業、中小法人企業、零

-50 -

細法人企業、農林水産自営業、非農林自営業な どに区分し、社会階層ごとの経済循環がとらえ られるような体系に作り替える方法が展開され ている。第3部は、4章からなり、地域経済レ ベルでの政策課題を検討したものである。第9 章は、地域経済の急速な変化を観測し、政策課 題にこたえうる四半期別県民所得統計の早期推 計方法や都道府県レベルでの資金循環表の推計 に関する調査実態が考察されている。第10章は、 静岡大学の経済効果の計測、中部電力による清 水市における発電所立地の経済効果計測結果の 検討がなされている。第11章は、国際化する地 域経済が、為替レート、および原油価格などの 国際環境の変動によってどのような影響をうけ るかの波及プロセスを検討している。第12章で は、都道府県庁所在都市の消費者物価の地域格 差指数から、物価の地域格差の構造と原因を検 討している。

2. 本書の特徴

本書の特徴として、次の2点が指摘しうる。 第一に、政策の経済効果検討において、公表統 計そのままでは分析目的に合致した資料を得る ことが多くの場合困難である。本書では、他の 情報とするなどして統計を組替える(2,3,4章)、 あるいは従来の推計方法を参考にしながら新し い統計を作成する(7章、9章第1節)などの 試みが行われている。また、政策課題の検討に おいて必要とされる社会階層別の国民経済計算、 地域資金循環表などの推計方法についての提案 もなされている(8章、9章2節)。第二に、制 度改革を含む政策実施案の評価は、多くの場合 異なる利害を持つ国民諸階層間では異なってい るにも関わらず、特定の政策を遂行しようとす る政策主体は政策実施による経済効果を検討す るさいに、他の代替的な政策との比較は行わず、

あたかも実施案が最善であるかの主張をする。 そして、そのような経済効果の分析結果がなぜ 得られたのかについての十分な情報が示されて いないことがしばしばあり、鋭い意見の対立が 生じている場合には特にそうである。著者は、 ある政策判断に関する情報が国民ないしは地域 住民に明らかにされていないのは問題であると し、共通の土俵の上で政策実施案の統計利用方 法、分析手法の問題点を指摘しながら、代替的 政策の経済効果と比較し、実施案には多くの問 題があることを明らかにしている(1、5、6章、 10章 2 節)。

3. 政策評価と数量分析

ある政策評価に利用可能な情報は、評価に関 連する統計諸資料、分析手法、および分析結果 である。そのさい国民諸階層の利害の相違を考 慮した共通の土俵による議論が必要不可欠であ る。著者は、分析目的に応じて国民経済計算、 資金循環表、産業連関表、マクロ計量モデルな どを駆使し、国民全体、地域住民にとってきわ めて重要な政策提言を行っている。もちろんそ れぞれの統計、分析手法は、複雑な現代の経済 社会構造とその変化の確実な把握には限界があ り、一定の幅を持って解釈すべきであるが、著 者自身も十分に承知の上である。しかし、異な った立場の人々が利用する分析手法であるから とか、過去のデータに基づく分析結果は限界が あるなどの理由で、異なった土俵からの批判に とどまるのであれば、争点が不明確のままで多 数の国民、住民の理解を得ることすら不可能で ある。

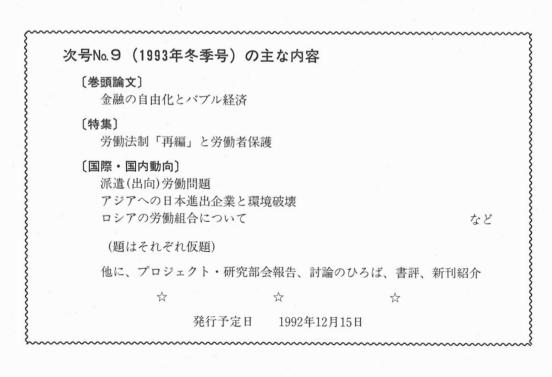
本書の研究範囲は非常に広く、それらのいく つかは共同研究成果である。第5、6章の消費 税制の影響分析は、静岡大学の税制研究グルー プでの共同作業によるもので、当時の自民党案

- 51 -

の問題点を指摘し、痛烈な批判を与えたことは 余りにも有名である。第11章の地域マクロ計量 モデル分析も大学の同僚との共同研究成果であ る。異なる分野の研究者との共同研究に成功し ている貴重な例である。

最後に、本書を通して感じた難点をあえて若 干指摘しておきたい。本書の研究のいくつかは、 数量分析の方法、統計の作成方法などの提案に とどまっており、研究課題が多く残されたまま になっている。それらの分野での今後の研究の 展開を期待したい。この他、推計に部分的改善 を必要とすると思われる箇所もあるが、専門分 野の議論になるのでここではふれない。本書の 性格からすると、専門分野の研究者にとどまら ず、多数の人たちに数量分析が政策評価に果た す役割を知ってもらいたいという意図が感じら れる。それだけに、利用されている経済理論、 分析方法について知識がなければ本書の理解が 困難であるのは残念な点である。数量分析の積 極的意義を、多くの人々に理解してもらうため の著書作成の努力がこの分野の研究者に求めら れている。

(1992年2月、御茶の水書房刊)(立命館大学助教授)





竹前栄治・三宅明正・遠藤公嗣編 資料 日本占領2 『労働改革と労働運動』

わが国の労働組合運動が飛躍的発展をとげた 第二次世界大戦後の占領期は、戦後労働組合運 動の出発点だったというだけではない。この時 期に戦前の天皇制独裁にかわって日本国憲法を 中心とする戦後民主主義が形成されたが、占領 軍の当初の一連の「民主化」政策はその重要な 一要因であった。とはいえ、この時期にはまた、 高揚した労働運動にたいし米日支配層による徹 底した弾圧が加えられ、"サンフランシスコ体制" とよばれる戦後の新しい支配体制が確立された。

本書はこのような激動の占領期を対象として、 この期間に展開された労働政策と労働運動(実 際には労働組合運動)を理解するうえで欠かせ ないと思われる基本的な文書を収録した貴重な 資料集である。その構成は、第一部 敗戦から 二・一スト中止まで、第二部 二・一スト中止 後対日講和まで(沖縄をふくむ)、第三部 占領 軍の労働政策である。そのなかに解説と資料解 題がつけられている。

本書の最大の特徴は、戦後の「労働改革」の 主導権をとった占領軍の労働政策を理解するう えで不可欠な基本文書が翻訳、収録されている ことである。紹介されている占領軍関係資料13 のうち11が「本邦初訳」とのこと。そのなかに は、産業報国会中央は解散させるが、単位産報 は残存させ、組合に看板をぬりかえることによ って組合結成を促進させるという提案をふくむ、 GHQ初代労働課長となったW・カルピンスキ ーの論文や、時間外労働の賃金割増しを「通常 の時間賃金の50%増」と決定すべきだとするG HQ労働諮問委員会最終報告など、貴重な資料 が収録されている。GHQが占領終結を目前に ひかえてこれまでの活動をまとめた文書(「日本 占領の非軍事活動の歴史――労働組合運動の発 展」)は、占領政策、「労働改革」を考えるうえ でぜひ一読しなければならない文書であろう。

本書のもう一つの特徴は、占領期の労働組合 運動を二・一ストを境に前後にわけ、労働組合 法の制定など運動の動向を左右する貴重な政策 やたたかいに関する資料をおさえることとあわ せて、当時の事情を正確にとらえるために不可 欠な単位労組の資料を丹念に収録していること である。それらの資料から、私たちは例えば、 「権利宣言型」労働協約から資本の「経営権」

を全面的に保証する企業別労働協約への変質の 過程を知ることができるであろう。

最後に、解説について一言。「労働改革」の意 義などについて私は編者とちがった意見をもっ ているが、たたかう労働組合を敵視し、わが国 の労働戦線を分裂にみちびいた、GHQの「自 由にして民主的な」労働組合観についての編者 の説明には賛成できない。

(大月書店刊・12,000円)(大場秀雄・会員・労働者教育協会理事)

大塚秀之著

『現代アメリカ合衆国論』

さる4月末のロサンゼルス市の南でおきた暴 動は、50人を超す死者と約2千人の負傷者を出 すという大惨事となった。それはある黒人青年 に対して暴行を加えた白人警官が裁判で無罪評 決となったことに対して、黒人が人種差別だと して抗議したことから始まった。しかし、あち こちで起きた黒人デモにはヒスパニック系やプ ア・ホワイトが加わり瞬く間に数千人の暴徒に 達したことをみれば、人種差別は暴動の発端で こそあれ暴動のすべてを物語る性格ではないこ とは明らかだ。それは都市の経済構造の変化と 中産階層の没落、貧富の格差の増大、都市の荒 廃などを背景とした「貧しき人々の反乱」でも あった。人種問題とともに貧困問題も解決でき ず苦悩しているのが、米ソ冷戦に「勝利」し「唯 一の超大国」となったと宣言するアメリカの現 実なのである。

激化する人種対立は、歴史家アーサー・シュ レジンガーをして『アメリカの分裂』(The Disuniting of America) といわせている。シュレジン ガーは、民族主義の台頭を「アメリカの未来に たいする自信喪失の兆し」とみるとともに、民 族主義を多様のなかの統一を破壊するものとし て批判する。しかし彼は、なぜいま黒人側が「黒 白の分離」を要求するのか、その原因の分析と 解決の展望を示していない。

『現代アメリカ合衆国論』は、まさにその点を 説得的に論じた著作であり、「アメリカ社会の人 種的・階級的分裂の深化を、今日のアメリカ合 衆国がかかえる最大の矛盾と捉え、その実相と よってきたる所以を、黒人の経済生活に即し、 そこに焦点を絞って明らかにしようとしたもの である」。

著者の課題意識は鮮明である。1964年の公民 権法以降の数々のアファーマティブ・ポリシー

(積極的差別是正策)にもかかわらず、なぜ人 種差別がなくならないのか。国民の人種差別が かえって強化されたのか。そうではない。「アメ リカ経済の構造と動態それ自体が、アメリカ国 民の分極化を促進しつつ、その犠牲を黒人のう えに集中させるメカニズム」こそその真因であ る。そこで著者のアメリカ合衆国の分析方法も、 たんに人種差別視角ではなく「人種と階級の統 一的把握」であり、それはシュレジンガーによ る民族分裂主義者の批判を越える著者ならでは のすぐれた分析方法である。

本書は今日の黒人の経済生活実態をさまざま な側面から分析したうえで、人種問題をアメリ カ資本主義の構造と動態の中で明らかにする。 アメリカ企業のリストラクチャリングが都市の 経済構造、黒人の経済生活にあたえる影響を事 例研究を交えながら実証的に解明しており、著 者積年の研究成果が生き生きと伝わる。

黒人差別の是正とアメリカ経済の構造、体制 の変革という一般的な課題が分かちがたく結び ついているということがきわめて説得的に説か れており、方法と冷静な実証研究の重みを考え させる力作である。

(兵庫部落問題研究所刊・2500円) (中本 悟・大阪市立大学経済研究所助教授)

今井けい著

『イギリス女性運動史-

フェミニズムと女性労働運動の結合』

女性労働運動は二つの側面を持ち、それは労 働運動であり女性運動である。その二面性を理 解するには、階級とジェンダーという二つの概 念による複眼的分析が必要であろう。本書で筆 者が目指しているのは、「フェミニズムの歴史と 女性労働運動史研究を総合的に把握し、……上 中層階級と下層階級の二つの運動が実は相互に 密接な関係をもちながら進展」したことを明ら かにすることである。

今井氏は、まず、フェミニズムを女性の独自 性を重視する「独自派」、女性を男性と同等にみ る「平等派」、女性問題を社会改革全体のなかで 解決しようとする「社会派」に分け、それぞれ

- 54 -

の活動をイギリス史のコンテクストのなかに位 置づけ、また女性労働の実態を分析する。その 上で、1874年に設立された女性保護共済同盟(後 の女性労働組合同盟)の活動を分析する。この 団体は女性労働者を組織化することを目的とし たが、それ自身は組合でなく、男女を問わず参 加した人々は雇用主に対して敵対的ではなかっ た。組織の拡大をとおして賃金や労働条件の改 善を目指す一方、保護立法を求めて議会でのロ ビー活動を行った。その最大の成果は女性工場 監督官の実現である。ロビー活動によって男性 労働者との協力関係も生まれたと筆者は考える。

20世紀に入ると、女性一般労働組合として結 成された全国女性労働者連合の活動に分析の焦 点は移る。初期の大きな成果は「賃金委員会法」 である。女性労働者連合は、男性熟練労働者を 女性未熟練労働者で代替するダイリューション が進行する第1次世界大戦中、女性労働政策に 重要な役割を果たし「同一労働・同一賃金」へ の第一歩を踏み出す。最後に参政権運動と母性・ 児童福祉運動を分析する。

女性労働運動の初期の指導者の多くは中産階 級以上の出身であった。筆者はこれを「不熟練 の女性労働者の場合は……良心的なミドルクラ スの人びとの協力を必要とした」と積極的に評 価する。男性労働者との関係については、協力 した側面を認めながらも対立を強調する。女性 労働組合運動を女性運動として、「独自派」ある いは「平等派」フェミニズムから「社会派」フ ェミニズムへの流れのなかに位置づけるのであ る。この視角の是非については、読者の判断に ゆだねたい。

本書には、主要人物の略伝がつけられ、運動 史上の重要人物の姿を集合として描かれている。 プロソポグラフィー研究に端を開くものとして 興味深く、積極的に評価したい。 (日本経済評論社・5665円)(奥田伸子・名古屋市立女子短大助教授)

江川紹子著

『ヒューマン・リポート 横浜・弁護士一家拉致事件」

若い誠実な弁護士が、妻と幼児と共に1987年 11月3日の夜、何者かに拉致された。

これまで、弁護士で結成した「坂本弁護士と 家族を救う全国弁護士の会」と、労働組合、市 民グループ、個人の参加する「坂本弁護士と家 族をさがす会」が中心となって、全国レベルの 救出運動が続けられている。それでも未だに、 安否の確認すらできない。このままではいけな い。この時点で、すぐれた若い女性ジャーナリ ストの綿密な調査に裏づけられた本書が、刊行 された。

本書の特色は、事件発生の前後から問題の推 移を、厳密な取材と客観性をつらぬくことによ って、はじめて事件のいきさつを知る読者にた いしても、重要なポイントを非常にわかりやす く訴えかけている点にある。いったい、こんな ことが許されてよいのか。事件の直前まで坂本 弁護士に対決姿勢を強めていたオウム真理教の 動向は?警察の当初の対処は?読者は、まず、 この事件の発端をめぐる、さまざまな疑問につ いて、一般のマスコミの報道していない事実を、 本書から確実にうけとめることができる。突き とめた事実と、未だ不明の事柄とを、はっきり 区別している点、本書の叙述は、かえって、迫 真力をもって読者の胸をうつ。真摯な追及をた ゆまず続けるなかから一つ一つ発掘された不動 の事実は、それが断片にとどまる場合でも、読 者を引きつけて離さない。そこになにかがある、 いったいどういうことなのかと、読者は思わず 当事者の立場に急速に接近して真剣に考えはじ

める。いま一番大切なことは、この重大な人権 侵害の事件を社会的に風化させないこと、いま こそ国中の世論を救出にむけて一段と高めるこ とがあろう。本書が、そのスプリング・ボード になることを確信する。

青年弁護士坂本堤、妻の都子、当時一歳の長 男龍彦、母さちよ。その本当に仲むつまじかっ た有様が、克明に本書に再現されている。著者 のヒューマンな視点が、優しく温かく全篇にみ なぎっていて、この平和な家族の幸せを突然奪 ったものにたいする怒りと、人間の尊厳の真価 を、読者はさらに深く心に刻むであろう。外国 の実例も含めて、人間の尊厳を鋭く問いかける 本書は、まことに貴重である。

(新日本出版社・1100円)(上条貞夫・理事・弁護士)

| — バックナンバーの紹介(各1000円、 | 送料210円) —— |
|----------------------|------------|
| 創刊号(1991年冬季号) | |
| 労働問題研究の今日的課題 | 戸木田嘉久 |
| てい談 激動する世界と日本経済の重 | 力向 |
| 第2号(1991年春季号) | |
| 国際政治経済の動向と日本の位置 | 米田康彦 |
| 特集 現代日本の生活と労働者 | |
| 第3号(1991年夏季号) | |
| 戦費拠出と国民の負担増 | 安藤 実 |
| 特集 女性労働と今日の政策課題 | |
| 第4号(1991年秋季号) | |
| 東アジア経済と労働問題 | 大谷 巌 |
| 特集 労働時間問題と日本の労働者 | |
| 第5号(1992年冬季号) | |
| EC統合と日本経済 | 佐々木建 |
| 特集 高齢者生活保障の現代的課題 | |
| 第6号(1992年春季号) | |
| 労働時間短縮の日本的障害 | 藤本 武 |
| 特集 規制緩和問題と経済民主主義 | |
| 第7号(1992年夏季号) | |
| アメリカの医療問題 | 日野秀逸 |
| 特集 東京一極集中と労働者・住民生 | 三活 |
| 各号、他に〈国際・国内動向〉〈書評〉〈 | 新刊紹介>他。 |
| バックナンバーの申し込み、および定 | |
| 込みは、巻末ハガキにて、どうぞ。折 | |
| 振替用紙を同封して送付します。 | |
| | |

巻頭論文のUF大国支配強化への『軍事的貢献』」は、PKO派 兵がいよいよ具体化し、「軍事大国」の道をひたすらすすんでいるわが国の新しい政治情勢を、国際情勢の変化を背景に分析している。

特集は、「「欧米労働運動の現段階山」である。日本多国籍企業が欧米任進出するも とで、労働組合運動の共通の課題での連帯が重視されてきているが20これらの論文 では、欧米の労働組合運動の当面の課題、新たな動向とその背景をあきらかにして いる。

国際・国内動向は、20027の女性労働者の組織と課題、「日立の女性労働者の昇進 ・賃金差別事件をとりあげた。女性労働者の課題や運動について、国際的回も視野 をひろげて、とりあげでいきたい。

「討論のひろば」には、引き続いて投稿を期待したい。 (K.S.S)

労働総研クォータリー 第8号 1.9.9.2年,9.4.1.5日発行 編集・発行 労働運動総合研究所 〒,114、東京都北区滝野川3-3-1 ュニオジョーボ403 TEE 0~3¹¹(~3⁰94′0¹)¹¹0¹5²2⁻³ FAX 0-3 (5-5-67) 2.9-6.8 印 刷 有限会社 落中(なかか) 原 酒 首 部 ²¹1,0′0¹0円1(野送料¹¹2)F0円) 定期購読 (年4.冊分) 4,0 0.0円(野送料合む) 源 语: 東京二4-449318-3-30

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.8 Autumn Issue

Contents

* "PKO Law and the World Trend" — "Military Contribution" Reinforcing Big Power's Rule
 A Breakthrough by Dispatch of S-D Forces to Cambodia
 Tatsuo Tsuda

Special Article: The Present Stage of the Trade Union Movement in Europe and America

- * Present Stage of British Trade Union Movement
 * Problems faced by German Trade Unions Heading for 2000s
 * French Workers and Their Organisations Today
 Kimitoshi Morihara
 Hisashi Fukawa
 Isamu Kobayashi
- * New Moves Burgeoning in Italian Trade Union Movement
- * Industrial Relations and Trade Union Movement in Contemporary America Takehisa Hirao

Information at Home and Abroad

- * Working Women in Asia: Their Organisations and Problems Michiko Hiroki
- * The Case of Wage and Promotion Discrimination against Women by Hitachi

Fukuko Sakamoto

Takao Saito

Report of Project and Study Groups

* For a Society without Discrimination — A Survey on Wages, Living Expenses, Hours Working Group on Working Women's Issues

Forum

* Public Opinion Manipulated for Malrevising the Pension System Teruo Kumon

Book Review

* "Policy Science and Quantity Analysis" by Eiji Doi

Kazuo Inaba

Sadao Kamijoh

Comments on Newly-published Books

- * "Labour Reform and Labour Movement" by E.Takemae, A.Miyake, K.Endoh Hideo Ohba
- * "An Essay on the United States of America Today" by Hideyuki Ohtsuka Satoru Nakamoto
- * "History of Women's Movement of the United Kingdom" by Kei Imai Nobuko Okuda
- * "The Case of Abducted Lawyer's Family" by Shoko Egawa

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Union Corp. 403 3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo #114 Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968